

第66回 税理士試験

ズバリ的中!

TAC予想問題の実績オープン

科目	本試験問題	TAC予想問題
簿記論	〔第一問〕	→ 実力完成答練 第2回〔第一問〕問2 実力完成答練 第5回〔第二問〕問1
	〔第二問〕	→ 実力完成答練 第1回〔第二問〕問1 直前予想答練 第1回〔第三問〕
	〔第三問〕	→ 実力完成答練 第1回〔第三問〕 全国公開模試〔第三問〕 直前予想答練 第3回〔第三問〕 実力完成答練 第6回〔第二問〕問3 設問2 実力完成答練 第6回〔第二問〕問1
財務諸表論	〔第一問〕5	→ 実力完成答練 第5回〔第一問〕2
	〔第三問〕1	→ 実力完成答練 第2回〔第三問〕1(3)(4)
	〔第三問〕2(2)(3)	→ 実力完成答練 第2回〔第三問〕2(4)(5)
	〔第三問〕3	→ 実力完成答練 第2回〔第三問〕3
	〔第三問〕4	→ 実力完成答練 第1回〔第三問〕5
	〔第三問〕5	→ 実力完成答練 第6回〔第三問〕4
	〔第三問〕5(2)	→ 全国公開模試〔第三問〕8(1)
	〔第三問〕6(2)	→ 実力完成答練 第6回〔第三問〕5(3)
	〔第三問〕7	→ 実力完成答練 第3回〔第三問〕7
	〔第三問〕9	→ 実力完成答練 第6回〔第三問〕10
	〔第三問〕11	→ 実力完成答練 第5回〔第三問〕11
	〔第三問〕12	→ 直前予想答練 第1回〔第三問〕15
	〔第三問〕13	→ 実力完成答練 第6回〔第三問〕14
法人税法	〔第二問〕	→ 実力完成答練 第1回 直前対策講義補助問題 第1回 実力完成答練 第5回 実力完成答練 第3回 実力完成答練 第6回 直前予想答練 第1回 直前予想答練 第2回
	〔第一問〕	→ 実力完成答練 第5回〔第一問〕
	〔第一問〕	→ 実力完成答練 第1回〔第一問〕
所得税法	〔第二問〕	→ 直前対策講義補助問題 第2回
	〔第二問〕	→ 直前予想答練 第1回
	〔第二問〕	→ 直前対策講義補助問題 第3回
	〔第二問〕	→ 直前対策講義補助問題 第1回
	〔第二問〕	→ 全国公開模試
	〔第二問〕	→ 直前予想答練 第1回 全国公開模試
相続税法	〔第二問〕	→ 実力完成答練 第3回〔第二問〕 実力完成答練 第4回〔第二問〕のうち3題 実力完成答練 第5回〔第二問〕 直前予想答練 第1回〔第二問〕 直前予想答練 第2回〔第二問〕 直前予想答練 第3回〔第二問〕 全国公開模試〔第二問〕のうち2題 補助問題 第2回 補助問題 第3回 オープン模試〔第二問〕

科目	本試験問題	TAC予想問題
酒税法	〔第一問〕	→ 実力完成答練 第4回〔第一問〕1 直前対策テキスト・理論ドクター Q11
	〔第二問〕A	→ 全国公開模試〔第二問〕E
	〔第二問〕B	→ 全国公開模試〔第二問〕C
	〔第二問〕C	→ 全国公開模試〔第二問〕F
	〔第二問〕D	→ 実力完成答練 第1回〔第二問〕C
	〔第二問〕E	→ 実力完成答練 第1回〔第二問〕D
	〔第二問〕F	→ 実力完成答練 第1回〔第二問〕E
	〔第二問〕G	→ 直前予想答練 第1回〔第二問〕5
	〔第二問〕H	→ 合格情報補助問題〔第一問〕4
	資料1	→ 全国公開模試〔第一問〕資料1
	〔第二問〕5	→ 全国公開模試〔第二問〕5
	〔第二問〕6	→ 全国公開模試〔第二問〕6
消費税法	〔第二問〕7	→ 直前対策講義補助問題 第1回 9
	〔第二問〕8	→ 直前対策講義補助問題 第1回 8
	〔第二問〕9	→ 全国公開模試〔第二問〕10
	〔第二問〕10	→ 実力完成答練 第4回〔第二問〕10
	〔第二問〕11	→ 実力完成答練 第1回〔第二問〕5
	〔第二問〕12	→ 実力完成答練 第2回〔第二問〕6
	〔第一問〕問1(2)	→ 全国公開模試〔第一問〕問1(1)
	〔第一問〕問2(1)	→ 全国公開模試〔第一問〕問2(1)
	〔第一問〕問2(3)	→ 理論ドクター P160, 164
	〔第一問〕問2(6)	→ 理論ドクター P29
	〔第二問〕	→ 補助問題 第1回〔資料〕1
	〔資料〕1	→ 補助問題 第1回〔資料〕4(1)③
固定資産税	〔資料〕6(2)③	→ 補助問題 第1回〔資料〕4(1)⑤
	〔資料〕6(1)④	→ 実力完成答練 第1回〔資料〕IV 3(7)②
	〔資料〕6(13)②	→ 実力完成答練 第1回〔資料〕IV 6(2)
	〔資料〕6(25)③	→ 実力完成答練 第2回〔資料〕6(2)②
	〔資料〕6(23)②	→ 補助問題 第2回〔資料3〕6(2)①
	〔資料〕6(25)①	→ 補助問題 第2回〔資料3〕6(2)③
	〔資料〕6(25)②	→ 補助問題 第2回〔資料3〕8(3)①
	〔資料〕6(4)②	→ 実力完成答練 第3回〔資料〕2(6)
	〔資料〕6(8)	→ 補助問題 第3回〔資料〕6(7)①
	〔資料〕6(19)①	→ 補助問題 第3回〔資料〕6(8)③
	〔資料〕4	→ 直前予想答練 第2回〔資料〕2
	〔その他の付記事項〕	→ 直前予想答練 第2回〔資料〕5(1)④(ロ)
事業税	〔資料〕6(14)③	→ 全国公開模試〔第二問〕資料3(6)①
	〔資料〕6(9)①	→ 全国公開模試〔第二問〕資料3(6)③
	〔資料〕7	→ 全国公開模試〔第二問〕資料5(2)
	〔第一問〕問2	→ 直前対策講義 第3回 練習問題
	〔第二問〕問1	→ 実力完成答練 第2回〔第二問〕1
	〔第二問〕問2	→ 直前予想答練 第2回〔第二問〕2
住民税	〔第一問〕問1	→ 実力完成答練 第4回〔第一問〕問1
	〔第一問〕問2	→ 全国公開模試〔第一問〕設問1 問1
	〔第二問〕	→ 実力完成答練 第3回〔第一問〕設問1
	〔第三問〕問1	→ 全国公開模試〔第二問〕
	〔第一問〕問1	→ 実力完成答練 第2回
	〔第一問〕問2	→ 合格情報 A-5 全国公開模試 合格情報 A-1
国税徴収法	〔第二問〕	→ 直前対策講義 第1回、第2回 実力完成答練 第1回、第3回、第4回 直前予想答練 第1回
	〔第一問〕問1(1)	→ 直前対策補助問題 第1回〔第一問〕1
	〔第一問〕問1(2)	→ 直前予想答練 第1回〔第一問〕2
	〔第一問〕問2	→ 全国公開模試〔第一問〕2
	〔第二問〕	→ 直前予想答練 第2回〔第一問〕2

本試験でズバリ的中!

簿記論

本試験問題

〔第一問〕問1

(2) 次のそれぞれの処理方法に基づいた場合に必要とされる決算整理の仕訳を解答欄に示さない。仕訳が不要な場合は、借方の勘定科目欄に「仕訳不要」と記入すること。

- ① 総記法に基づいた場合
- ② 3分法に基づいた場合
- ③ 売上原価対立法に基づいた場合

〔第一問〕問2

4 環境整備に寄与する機械装置3,000,000円の購入に際して、国庫補助金1,500,000円を受け取った。その国庫補助金については、積立金方式により圧縮記帳を行うこととしている。当該機械装置については、残存価額ゼロ、耐用年数20年、定額法により償却を行うこととしている。課税所得計算上、残存価額ゼロ、耐用年数20年、定額法により計算された減価償却費の金額が損金算入限度額となる。なお、当該機械装置については、X4年4月1日より使用開始する予定である。

〔第二問〕

問1 下記のリース取引に関して、次の(1)及び(2)の設問に答えなさい。なお、代金の決済は、期日に契約どおりになされるものとし、解答上、千円未満の端数が生じる場合には、その都度百円の位で四捨五入するものとする。また、当該リース取引に関する処理は、特に指示がない限り、「リース取引に関する会計基準」における原則法によるものとする。

- (1) 下記の【資料1】に基づいて、次のリース取引に関して、①リース取引開始時(X1年4月1日)及び②リース取引開始期の期末(X2年3月31日)におけるリースに関連する仕訳を解答欄に示さない。

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回〔第一問〕問2

問2 B社の商品売買に関する以下の資料に基づいて、仮にB社が商品売買に関して総記法で処理した場合における当期の決算整理仕訳を示さない。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕問1

- (1) 当社は前々期に国庫補助金40,000千円の交付を受け、機械装置120,000千円を取得し、国庫補助金相当額を積立金方式(税効果会計を適用)により圧縮記帳を行っている。当該機械装置は平成25年10月1日より事業の用に供しており、事業供用日より耐用年数10年、残存価額ゼロとする定額法(直接控除方式)により減価償却を行っている。なお、圧縮記帳は決算で処理を行う。
- (2) 圧縮記帳の取崩しについては、会計上の減価償却は取得価額を基礎に計算し、税務上は取得価額より国庫補助金相当額を控除した金額を基礎に計算し、毎期減価償却限度超過額相当額の圧縮積立金を取り崩すものとする。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕問1

問1 以下の資料に基づき、A社がX2年3月31日に行う仕訳を示さない。

【資料】

- 1 A社はX1年4月1日に営業用で使用する車両運搬具について、リース業を営んでいるB社から調達するとともに、同日のリース料を小切手を振り出して支払った。なお、リース取引の内容は次のとおりである。
 - (1) 当該リース取引はファイナンス・リース取引に該当する。
 - (2) 当該リース契約には所有権移転条項が付されている。
 - (3) リース期間は4年である。
 - (4) リース料総額は5,000,000円であり、年額のリース料1,250,000円は毎年4月1日に前払いする。
 - (5) A社はB社における計算利率及びリース物件の購入価額を知りえない。
 - (6) A社における追加借入利率は年2.5%である。
 - (7) リース物件のA社における見積現金購入価額は4,850,000円である。
- 2 A社はX2年3月31日に決算日を迎えた。リース資産の経済的耐用年数は5年で、残存価額はゼロである。なお、減価償却費は定額法で算定し、間接控除法で記帳する。

ズバリ的中!

〔第二問〕問1

甲社（決算日：3月31日）は、下記のような条件で、セール・アンド・リースバック取引を行った。

1 借手（甲社）は、X1年4月1日に下記2「資産売却取引の内容」で示す自己所有の特別仕様の機械を、新たな設備投資等の資金を得るために、下記3「リースバック取引の内容」で示す条件で、貸手（乙社）に現金で売却すると同時に、全部をリースバックした。

2 資産売却取引の内容

借手の当該機械は、X0年4月1日に取得価額200,000千円で取得したものであり、定額法、間接控除法、耐用年数6年、残存価額：取得価額の10%で、適正に減価償却を行っている。

3 リースバック取引の内容

- ① 当該リース契約上、解約不能リース期間は5年である。
- ② 当該リース契約上、リース期間終了時において当該リース物件の所有権は移転しないものとし、また、割安購入選択権は付いていないものとする。
- ③ 借手の売却価額は180,000千円である。
- ④ リース料43,167千円は毎年1回4月1日に前払い（普通預金より引落し）とし、リース料総額は215,835千円である。なお、当該リースの最終期間のリース債務の返済額は、当該期間の期首の未返済残高を返済額として計上するものとする。
- ⑤ 貸手の計算利率は10%であり、借手はこれを知り得るものとする。
- ⑥ 借手の当該リース物件のリースバック時以降の経済的耐用年数は5年、償却方法は定額法であり、減価償却に際して当初の取得原価に基づいた残存価額を用いるものとする。

〔第三問〕

3 未払消費税等は、仮払消費税等と仮受消費税等を相殺後に中間納付額を控除して計上する。これ以外では消費税等は考慮しないものとする。

〔第三問〕

受取手形、売掛金の期末残高について、従来より「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分し、以下のように貸倒見積額を算出の上、差額補充法により貸倒引当金を設定している。決算整理前残高試算表の貸倒引当金は前期末の残高である。なお、税効果会計を適用する。

債権区分	引当計上額（会計上）	繰入限度額（税務上）
一般債権	債権残高の1%	債権残高の1%
貸倒懸念債権	債権残高の50%	債権残高の1%
破産更生債権等	債権残高の100%	債権残高の50%

- (1) 得意先P社の債権（売掛金3,800,000円）について、回収が遅延していることから当期において貸倒懸念債権として貸倒引当金を計上することにした。
- (2) 前期に貸倒懸念債権としていた得意先Q社が、財務状況の悪化が進み経営難に至り、平成28年3月に破産手続開始の申立てを行った。なお、前期において貸倒懸念債権に区分したのはQ社の債権だけで、当期におけるQ社との取引はない。
- (5) 貸倒引当金繰入額については、一般債権は一般貸倒引当金繰入額、貸倒懸念債権と破産更生債権等は合算し個別貸倒引当金繰入額と表示する。貸倒引当金は3区分合算して表示する。

●直前予想答練 第1回〔第三問〕

（注2）甲社は備品について下記の条件によりリース会社に売却し、改めて当該資産を当該リース会社からリースを受ける契約を締結した。売却代金については仮受金で処理し、リース料は仮払金で処理している。

- ① 契約日：平成27年4月1日（備品売却日）
- ② 売却価額：7,679,000円
- ③ 解約不能のリース期間：平成27年4月1日から4年間
- ④ リース料年額：2,000,000円（平成27年4月1日より毎年4月1日の均等支払）
- ⑤ リース料総額：8,000,000円
- ⑥ リース会社の計算利率：年2.8%（甲社も知り得る。）
- ⑦ リース資産の契約日以後の経済的耐用年数：4年
- ⑧ リース資産の所有権はリース期間終了日に無償で甲社に移転される。

●実力完成答練 第1回〔第三問〕

5 未払消費税等は、仮払消費税等と仮受消費税等を相殺後に中間納付額を控除して計上する。これ以外の消費税等は考慮しないものとする。

●全国公開模試〔第三問〕

甲社では、受取手形、売掛金の期末残高について、従来より「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分し、以下のように貸倒見積額を算出の上、差額補充法により貸倒引当金を設定している。問題の簡便化のため、税務上の繰入割合は以下の表のとおりとし、当期と前期は同一とする。なお、税務上の繰入限度超過額について税効果会計を適用する。

債権の区分	引当計上額（会計）	繰入限度額（税務）
一般債権	債権残高の1%	債権残高の1%
貸倒懸念債権	債権残高の50%	債権残高の1%
破産更生債権等	債権残高の100%	債権残高の50%

- (1) 得意先S社の債権（売掛金1,600,000円）について、1年以上停滞しているため、当期において貸倒懸念債権に区分し、貸倒引当金を計上することにする。
- (2) 前期に貸倒懸念債権に区分していた得意先T社の債権（売掛金1,500,000円）について、当期に破産手続開始の申立てを行ったため、破産更生債権等に区分する。なお、前期において貸倒懸念債権に区分したのはT社の債権だけである。また、当期にT社との取引はない。
- (3) 貸倒引当金繰入額については、一般債権は一括貸倒引当金繰入額と表示し、貸倒懸念債権と破産更生債権等は合算し、個別貸倒引当金繰入額と表示する。貸倒引当金は3区分合算して表示する。

ズバリ的中!

〔第三問〕

平成27年12月1日に備品について以下の条件でリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。支払リース料は全額を営業費に計上している。

- (1) リース期間：5年（リース期間中は解約不能）
- (2) リース物件の経済的耐用年数：6年
- (3) 所有権移転条項及び割安購入選択権は付されておらず、特別仕様でもない。
- (4) リース料：月額60,000円 平成27年12月末を第1回目とし以降毎月末に支払う。
- (5) 甲社の見積現金購入価額：3,500,000円（貸手の購入価額は明らかでない）
- (6) リース料総額の現在価値：3,300,000円
- (7) 利息相当額の配分方法は、重要性が乏しいことから定額法（利息相当額の総額をリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法）を採用する。
- (8) 減価償却方法は定額法を採用する。

〔第三問〕

翌年に予定されている新商品（納入予定日平成28年4月30日）のドル建輸入に関して、平成27年12月1日にその代金支払予定日である平成28年5月31日を決済期日とするドル買いの為替予約200,000ドルを118円／ドルで締結したが、未処理になっている。この輸入取引は実行される可能性が極めて高く、ヘッジ会計の要件も満たしている。先物為替レートは直物為替レートと同一であったものとする。なお、税効果会計を適用する。

〔第三問〕

平成26年10月1日にドル建転換社債型新株予約権付社債を以下の条件で発行し、会計処理は一括法を採用した。平成27年12月1日に発行額の一部について新株予約権の行使請求があり新株850株を発行したが、未処理になっている。新株の発行時に出資された金額はすべて資本金とする。

- (1) 発行額面総額：300,000ドル（平価発行）
- (2) 期間：平成26年10月1日から平成30年9月30日
- (3) 利率：利息は付さない。
- (4) 新株予約権の行使に際して1株当たりの転換価額は10,800円で、新株予約権の行使により交付される株式数は、社債の額面金額を固定レート108円／ドルで円に換算した金額を転換価額で除した数とする。

●直前予想答練 第3回〔第三問〕

(2) リース資産は営業用の器具備品であり、ファイナンス・リースに該当するリース取引で調達した。当期に支払ったリース料はすべてその他営業費に計上している。なお、リース契約の内容等は次のとおりである。

- ① 所有権移転条項及び割安購入選択権は付されていない。
- ② 特別仕様のものではない。
- ③ リース期間は5年である。
- ④ リース料総額は3,000,000円であり、うち利息相当額は252,000円である。
- ⑤ 毎月末日に月額のリース料50,000円を後払いする。
- ⑥ リース物件の経済的耐用年数は6年である。
- ⑦ 利息、相当額は定額法で期間配分する。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕問3 設問2

E社は、X6年2月1日において、X6年4月30日に予定されている機械装置のドル建輸入取引45,000ドルについて、円安によるコスト増加をヘッジする目的で、購入代金の決済が行われる予定のX6年5月31日を決済日とする45,000ドルの買予約を行った。当該機械装置のドル建輸入取引は実行されることが確定であり、繰延ヘッジを適用する。なお、税効果会計を適用し、法定実効税率は40%とする。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕問1

1 期首試算表の社債は、すべてX1年4月1日に次の条件でドル建転換社債型新株予約権付社債を発行した際に計上したものである。

- (1) 額面金額：600,000ドル
- (2) 払込金額：600,000ドル（平価発行、新株予約権の対価はゼロ）
- (3) 償還期限：X11年3月31日
- (4) クーポン利息は付さない。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当たりの転換価格は500円とする。
- (6) 換算（固定）レート：1ドル＝105円
- (7) 新株予約権の行使により交付する株式数は、社債の額面金額を換算（固定）レートで円に換算した額を、転換価格で除した数とする。なお、新株の発行価額はすべて資本金に組み入れるものとする。

2 X2年7月31日に発行後初めて新株予約権のうち30%について権利行使され、社債による代用払込を受け、新株 ① 株を発行した。

3 X3年3月31日、決算日を迎えた。

ズバリ的中!

財務諸表論

本試験問題

〔第一問〕

- 5 ある期間における資本の増減（資本取引による増減を除く。）が当該期間の利益と等しくなる関係をクリーン・サージラス関係という。個別財務諸表と連結財務諸表のそれぞれにおけるクリーン・サージラス関係を説明しなさい。なお、連結財務諸表においては2種類のクリーン・サージラス関係が成立することに留意しながら解答すること。

〔第三問〕

1 現金及び預金に関する事項

- (1) 営業所の金庫内に得意先より売掛金として受け取った先方振出の当座小切手2,340千円が保管されており、未記帳であった。
- (2) 当社はA銀行とB銀行の2つの銀行に当座預金口座を開設している。
- (3) A銀行の当座預金口座について銀行残高証明書の金額と当社の帳簿残高との間に差額があり、その原因を調査したところ、買掛金を支払うために当社が振り出した手形29,700千円が期日となり引き落とされていたが未記帳であった。なお、当社はA銀行との間で当座借越契約を締結している。
- (4) B銀行の当座預金口座について銀行残高証明書の金額は39,860千円であり、当社の帳簿残高との間に差額があった。当該差額の原因は、当社が工場の材料倉庫の修繕代金として振り出した当座小切手2,370千円が未取付けであったことと、本社で使用する備品の購入代金として振り出した当座小切手1,560千円が支払先に未渡りであったことによる。

〔第三問〕

2 受取手形及び売掛金に関する事項

- (1) 得意先に対する営業債権の期末残高確認の結果、上記1(1)以外に得意先C社に対する売掛金について当社の帳簿残高が2,130千円過少であり、その原因を調査したところ、当社における売上の計上漏れが発見された。この売上取引では代金の半額を前受けしており、当該金額が残高試算表の前受金勘定に計上されたままである。
- (2) 得意先D社に対する営業債権は、前期において回収に重大な問題が生じたため、貸倒懸念債権に区分していたが、同社は平成28年2月に二度目の不渡りを発生させ、銀行取引停止処分になった。D社に対する営業債権の期末残高は、受取手形7,600千円及び売掛金3,160千円である。なお、D社の社長個人が所有する不動産に担保を設定しており、担保設定時の時価は10,430千円、当期末現在の時価は8,210千円であった。
- (3) 得意先E社に対する売掛金は、当期に入ってから回収が滞り始めたため、E社との取引を停止するとともに、その全額を手形で回収していた。しかし、当該手形については、その後、支払期日が再三延期されており、回収について重大な問題が生じる可能性が高いと判断された。
- E社に対する受取手形の期末残高は5,200千円（平成28年9月30日期日）である。なお、E社から3,000千円の定期預金証書を担保として受け入れている。

TAC予想問題

●実力完成答練 第5回〔第一問〕

- 2 我が国の制度上、個別財務諸表における「純資産基準」導入後のクリーン・サージラス関係について説明しなさい。なお、「純資産基準」導入後のクリーン・サージラス関係については「成立する」と主張する立場から解答すること。

●実力完成答練 第2回〔第三問〕1(3)、(4)

- (3) 甲銀行の当座預金の帳簿残高は21,000千円であるが、当座預金照合表の期末残高は23,000千円であった。差額の原因は、期末に振り出した小切手の未取付1,500千円及び口座から自動引落しされていた支払家賃の未記帳分300千円である。
- (4) 乙銀行とは当座借越契約を締結しており、当座預金の帳簿残高は28,000千円であるが、当座預金照合表の期末残高は△1,200千円であった。差額の原因は、福利厚生費の支払のために乙銀行口座より振り出した小切手の未取付分1,200千円及び支払手形の期日到来による引落分の未記帳額30,400千円であった。

●実力完成答練 第2回〔第三問〕2(4)、(5)

- (4) I社に対する受取手形3,300千円の回収が滞っており、また、同社の財務状況を勘案した結果、これを回収不能と判断し、同社に対して当該債権の債務免除を行った。同社に対する債権は、前期において貸倒懸念債権に分類し、貸倒引当金を1,650千円設定している。なお、債権金額と貸倒引当金との差額については、当期中の状況変化によるものとして処理する。
- (5) 受取手形のうち4,000千円はJ社に対するものである。同社は当期において2回目の不渡りを発生させ、銀行取引停止処分となった。同社に対する債権は、前期において貸倒懸念債権に分類し、貸倒引当金1,500千円を設定している。なお、当該債権に対しては、担保として有価証券（期末時価1,000千円）を差し入れてもらっているが、債権の回収には長期間を要すると見込まれる。

ズバリ的中!

〔第三問〕

3 貸倒引当金に関する事項

- (1) 営業債権（受取手形及び売掛金に限る。）を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分し、それぞれの期末残高に対して貸倒引当金を次のように設定する。なお、繰入れは差額補完法によることとし、破産更生債権等に対する貸倒引当金繰入額は特別損失に計上する。
- ① 一般債権に対しては、過去の貸倒実績率に基づき営業債権の期末残高の1%を貸倒引当金として計上する。
- ② 貸倒懸念債権に対しては、営業債権の金額から担保等処分見込額を控除した後の残額の50%を貸倒引当金として計上する。
- ③ 破産更生債権等に対しては、営業債権の金額から担保等処分見込額を控除した後の残額を貸倒引当金として計上する。
- (2) 残高試算表の貸倒引当金勘定は前期末残高であり、得意先D社に係る額1,490千円が含まれている。なお、破産更生債権等に対するものはなかった。
- (3) 税務上、貸倒引当金は全額が損金として認められないため、税効果会計を適用する。

〔第三問〕

4 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

銘柄	取得原価	前期末時価	当期末時価	備 考
F社株式	45,800	64,300	65,100	長期投資目的で保有している。
G社株式	39,700	24,800	18,900	長期投資目的で保有している。
H社株式	64,000	—	—	議決権の80%を所有している。
I社株式	20,000	—	—	議決権の100%を所有している。下記4参照
自己株式	7,020	—	—	前期末保有株数120株。下記5参照

- (2) 「その他有価証券」の評価は、時価のあるものは時価法（評価差額は全部純資産直入法で処理し、税効果会計を適用する。）、時価のないものは原価法によっている。また、時価が取得原価の50%以下下落した場合には、時価が取得原価まで回復する見込みがないものとして減損処理を行う。なお、減損処理は、税務上も全額が損金として認められるものとする。
- (3) 残高試算表の評価差額金勘定は、「その他有価証券」の前期末残高に係るものである。

〔第三問〕 5

- (4) 材料の期末実地棚卸高は1,640kgであり、帳簿棚卸高と差異が生じていたため、その原因を調査したところ、上記(3)の未記帳以外に平成28年3月22日の掛仕入が二重計上となっていることが判明した。これ以外の棚卸差異については、正常な範囲内の棚卸減耗であり、材料の払出単価の評価方法に従って計算し、製造経費として処理する。なお、材料について収益性の低下はなかった。
- (5) 製品の期首棚卸数量は1,100個、当期における完成高は28,400個であった。また、製品の期末棚卸数量は1,900個であり、棚卸差異は生じていなかった。ただし、期末棚卸数量のうち140個については、実地棚卸を行った際に品質不良が発見され、期末における1個当たりの正味売却価額が24千円と見積もられた。
- (6) 当社では、期末に当期製造原価を算定している。材料はすべて製造工程の始点で投入し、これを加工して製品を完成させている。なお、仕掛品の期末評価に当たって加工費（労務費及び製造経費）は、仕掛品数量に加工費進捗率を乗じた数量に基づき配分計算している。
- (7) 仕掛品数量は期首が1,500個（加工費進捗率80%）、期末が1,200個（加工費進捗率50%）である。また、期首仕掛品原価71,320千円の内訳は、材料費が32,950千円、加工費が38,370千円である。なお、期末仕掛品について収益性の低下はなかった。

●実力完成答練 第2回〔第三問〕 3

3 貸倒引当金に関する事項

- 当社は、金銭債権（受取手形及び売掛金）を一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分し、貸倒引当金を設定している。なお、貸倒引当金の貸借対照表の表示は流動資産の部及び固定資産の部の末尾に一括して控除項目とする。損益計算書上は繰入額と戻入額を相殺した差額で表示し、破産更生債権等に関するものは、特別損失に計上する。
- (1) 一般債権に対しては、過去の貸倒実績率に基づき受取手形及び売掛金の期末残高の1%を貸倒引当金として計上する。
- (2) 貸倒懸念債権（H社に対する債権）に対しては、債権総額の50%を貸倒引当金として計上する。
- (3) 破産更生債権等（J社に対する債権）に対しては、債権総額から担保処分見込額を控除した後の残額を貸倒引当金として計上する。
- なお、残高試算表の貸倒引当金は前期末残高であり、I社に対するもの及びJ社に対するものを除き、すべて一般債権に係るものである。

●実力完成答練 第1回〔第三問〕

5 投資有価証券に関する事項

- 残高試算表の投資有価証券には、次のものが含まれている。

(単位：千円)

銘柄	取得原価	前期末時価	当期末時価	備 考
E社株式	52,000	62,000	61,000	長期投資目的で保有している。
F社株式	71,000	71,000	72,000	売買目的で保有している。
G社株式	5,640	4,980	5,460	議決権の55%を所有。
D社株式	101,600	122,000	144,000	議決権の15%を所有。下記2参照
CAT社株式	15,000	—	—	前期末保有株数500株

- (1) 「その他有価証券の評価」は、時価のあるものは時価法（評価差額は税効果会計を適用した上で全部純資産直入法により処理し、売却原価は期別総平均法により算定する。）、時価のないものは期別総平均法による原価法によっている。なお、時価が取得原価の50%以上下落した場合には減損処理を行う。なお、減損処理は、税務上も全額が損金として認められる。

●実力完成答練 第6回〔第三問〕

- 2 期末における棚卸資産の評価方法については、製品は先入先出法を、仕掛品と材料は平均法を採用している。なお、収益性の低下による正味売却価額の下落は生じていない。
- 3 仕掛品の加工進捗率は期首も期末も、いずれも50%である。
- 4 材料は製造過程の始点においてすべて投入し、これを加工して製品を完成している。
- なお、実地棚卸の結果、原材料の期末数量7,100kgのうち100kgに減耗が生じていることが判明した。当該減耗損は原価性があるため、製造原価に算入することとする。
- (1) 製品
当期完成前は18,900kgである。
- (2) 仕飾品
期首仕掛品の内訳は、材料費26,000千円、加工費57,080千円である。
- (3) 材料
当期材料の購入高は20,000kgである。なお、仕入代金21,600千円（税込）を早期決済した。

ズバリ的中!

〔第三問〕

6 有形固定資産に関する事項

- (1) 有形固定資産の内訳は次のとおりであり、減価償却計算が未了である。いずれの有形固定資産も残存価額はゼロとし、減価償却計算は使用した月数により行う。なお、有形固定資産の貸借対照表上の表示は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載する方法による。

区 分	取得原価	償却率	償却方法	備 考
建物 J	550,000千円	0.042	定額法	工場建物
建物 K	180,000千円	0.053	定額法	営業所建物・下記(2)参照
構築物	16,000千円	0.067	定額法	工場敷地内の駐車場
機械装置	46,000千円	0.250	定率法	製造設備
車両運搬具	11,000千円	0.167	定額法	本社使用の社用車
工具器具備品	97,000千円	0.200	定額法	下記(3)参照

(注) 前期までの償却計算は、すべて適正になされている。

- (2) 当社は、平成27年4月6日に営業所建物Kを取得し、同日より事業の用に供している。当社には、営業所建物Kを耐用年数にわたって使用した後、これを除去する法的義務があり、除去するときの支出は21,000千円と見積られているが、資産除去債務に関する会計処理が未了である。なお、資産除去債務の算定に用いる割引率は2.0%とし、現在価値に割引く際の現価係数は0.69とする。また、税務上、資産除去債務の計上は認められないため、税効果会計を適用する。

〔第三問〕

7 ソフトウェアに関する事項

- 残高試算表のソフトウェア勘定の内訳は次のとおりであり、減価償却計算が未了である。いずれも社内利用のソフトウェアであり、その利用により将来の費用削減が確実と認められる。なお、償却年数は5年としており、前期までの償却計算はすべて適正になされている。

(単位：千円)

システム	利用開始時期	金額	備 考
生産管理	平成24年6月21日	6,630	工場で製品の生産管理に使用している。
事務管理	平成27年9月15日	5,400	本社で事務管理に使用している。

(注) 生産管理システムの金額は前期末残高であり、事務管理システムの金額は当期における取得価額である。

〔第三問〕

9 従業員賞与に関する事項

- 従業員賞与については、平成28年6月の夏期賞与（支給対象期間は平成27年12月から平成28年5月）の支給額が48,600千円と見込まれており、当期に負担すべき金額を賞与引当金に計上する。当期繰入額の60%は工場、30%は営業所、残りの10%は本社の従業員分とする。税務上、賞与は支出時に損金算入されるため、税効果会計を適用する。なお、賞与引当金に対する法定福利費の会社負担額は考慮する必要はない。
- また、残高試算表の賞与引当金勘定は前期末残高であり、平成27年6月の支給額は当期繰入額と同じ比率で労務費、販売費及び一般管理費に支払賞与として費用計上している。

●実力完成答練 第6回〔第三問〕

- (3) 機械装置のうち50,000千円（耐用年数5年、償却方法は定額法により行う。）は、当期首に取得と同時に販売部門の事業の用に供したものである。当社には当該機械装置を使用後に除去する法的義務があり、当該機械装置を除去するときの支出は5,000千円と見込まれている。なお、当該機械装置の減価償却計算は適正に行われているが、資産除去債務に関する会計処理は未了である。資産除去債務の算定に際して用いられる割引率は3%とし、期間5年での現価係数は0.86とする。

●実力完成答練 第3回〔第三問〕

7 ソフトウェアに関する事項

- ソフトウェアの内訳は以下の通りであり、当期の償却計算は未了である。当社が使用しているソフトウェアはすべて社内利用目的で導入しているものであり、その利用により将来の費用削減が確実と見込まれている。なお、ソフトウェアの償却は利用可能期間の5年間で定額法により計算している。

システム	事業供用日	前期末残高	費用計上区分
在庫管理	平成27年2月1日	27,840千円	製造経費
顧客管理	平成26年3月1日	19,270千円	販売費及び一般管理費
生産管理	平成25年3月1日	7,560千円	製造経費

●実力完成答練 第6回〔第三問〕

10 従業員賞与に関する事項

- 従業員賞与については、平成28年6月の夏期賞与（支給対象期間は12月から5月である。）の支給額が81,000千円と見込まれるため、引当計上を行うこととする。
- なお繰入額の計算は月割りで期間配分しており、当期の配賦割合は、製造従業員分が70%、本社等従業員分が30%とする。
- 残高試算表の賞与引当金は前期末残高（配賦割合は当期と同じである。）であり、平成27年6月支給額（当期繰入額と同じ比率により賞与手当として労務費、販売費及び一般管理費に計上している。）と相殺処理する。

ズバリ的中!

〔第三問〕

11 退職給付引当金に関する事項

当社は確定給付型の退職一時金制度と企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金資産の額を控除した金額をもって退職給付引当金を計上している。また、当社は従業員が300人未満であり合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職一時金制度においては期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度においては年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法（簡便法）を採用している。なお、残高試算表の退職給付引当金勘定は前期末残高であり、退職給付費用に係る処理が未了である。

- (1) 退職一時金制度における自己都合要支給額、企業年金制度における責任準備金及び年金資産の額は、次のとおりである。なお、年金資産の額は、公正な評価額である。

(単位：千円)

	退職一時金制度	企業年金制度	
	自己都合要支給額	責任準備金の額	年金資産の額
当期末	80,260	90,810	45,170
前期末	69,170	76,250	34,520

- (2) 当期における退職一時金の支給額は3,140千円、退職年金への拠出金は9,210千円であり、いずれも仮払金に計上している。また、当期における年金給付支払額は1,980千円であった。
- (3) 当期の退職給付費用の60%は工場、30%は営業所、残りの10%は本社の従業員とする。
- (4) 税務上、退職給付引当金は全額が損金として認められないため、税効果会計を適用する。

〔第三問〕

12 配当に関する事項

平成27年6月25日に開催された定時株主総会では繰越利益剰余金を財源として1株当たり1,500円の金銭による配当を行うことが決議されたが、配当額を仮払金に計上したのみである。また、あわせて繰越利益剰余金を財源とする20,000千円の別途積立金の積立てが決議されているが、会計処理が未了である。なお、平成27年3月31日現在における発行済株式総数は10,000株であった。

〔第三問〕

13 諸税金に関する事項

- (1) 各税目とも前期末未払計上額と給付額に過不足はなかった。
- (2) 当期の確定年税額（中間納付税額及び源泉徴収税額控除前）は、法人税及び住民税が44,030千円、事業税が12,780千円、消費税等が18,030千円である。なお、事業税の確定年税額には、付加価値割及び資本割により算定された税額3,740千円が含まれている。
- (3) 残高試算表の法人税等勘定には、法人税及び住民税の中間納付額19,440千円、事業税の中間納付税額4,070千円、源泉徴収された所得税及び住民税（利子割）850千円が計上されている。
- (4) 消費税等の中間納付税額11,740千円が仮払金に計上されている。消費税等については、確定納付税額を未払消費税等に計上し、仮払消費税等と仮受消費税等の相殺残高との差額があれば、租税公課又は雑収入で処理する。
- (5) 税務上、事業税の未払計上額は損金として認められないため、税効果会計を適用する。

●実力完成答練 第5回〔第三問〕

11 退職給付引当金に関する事項

当社は退職一時金制度と企業年金制度を採用しており、従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務から期末における年金資産の額を控除した金額をもって退職給付引当金を計上している。また、当社は従業員が300人未満であり合理的に数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職一時金制度においては「期末自己都合要支給額」、企業年金制度においては年金財政計算上の「責任準備金」を退職給付債務とする方法（簡便法）を採用している。

なお、会計基準変更時差異は平成18年4月1日より10年で定額法により償却している。

- (1) 決算整理前残高試算表の退職給付引当金は、前期末残高である。
- (2) 退職一時金制度における自己都合要支給額、企業年金制度における責任準備金及び年金資産の額は、次のとおりである。なお、年金資産の額は、公正な評価額である。

	退職一時金制度	企業年金制度	
	自己都合要支給額	責任準備金の額	年金資産の額
前期末	41,000千円	39,000千円	22,450千円
当期末	48,100千円	42,900千円	32,000千円

- (3) 当期における退職一時金の支給額は1,650千円であり、仮払金として処理されている。
- (4) 当期の退職年金への掛金拠出額は4,200千円であり、仮払金として処理されている。また、年金給付支払額は1,230千円であった。
- (5) 会計基準変更時差異の償却額は販売費及び一般管理費に計上するものとし、これを除く退職給付費用の負担割合は、製造部門4割及び販売管理部門6割とする。
- (6) 退職給付費用は、税務上損金として認められないため、税効果会計を適用する。

●直前予想答練 第1回〔第三問〕

平成27年12月15日の株主総会で次の事項（剰余金の配当）が決議されたが支払額を仮払金として処理したのみである。

- ① 配当基準日：平成27年9月30日
- ② 効力発生日：平成27年12月16日
- ③ 配当の総額：1株あたり220円00銭
- ④ 配当の財源：繰越利益剰余金

●実力完成答練 第6回〔第三問〕

14 諸税金に関する事項

- (1) 当期の確定年税額（中間納付税額及び源泉徴収税額控除前）は、法人税及び住民税が74,980千円、事業税が9,000千円（付加価値割及び資本割により算定された税額2,500千円を含む。）、消費税等が22,500千円である。なお、事業税のうち付加価値割及び資本割により算定された税額については販売費及び一般管理費（租税公課）に計上する。
- 残高試算表の法人税等は、法人税及び住民税39,000千円の中間納付税額である。事業税の中間納付税額4,000千円並びに源泉徴収された所得税600千円、消費税等の中間納付税額9,000千円は販売費及び一般管理費（租税公課）に計上されている。
- (2) 消費税等については、確定納付税額を未払消費税等に計上し、残高試算表の相殺残高との差額があれば、雑損失又は雑収入で処理するものとする。

ズバリ的中!

〔第三問〕

5 棚卸資産及び製造に関する事項

- (1) 製品、仕掛品及び材料の評価基準には原価法を採用しており、貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法によって算定している。また、払出単価の評価方法は、製品、仕掛品及び材料すべてについて同一の方法によっている。なお、残高試算表の繰越製品勘定、繰越仕掛品勘定及び繰越材料勘定は、前期末残高であり、前期末において収益性の低下による簿価切下げは行っていない。
- (2) 3 月度に材料受払帳に記帳した内容は、次のとおりである。なお、2 月度まではすべて適正に記帳されている。

材料受払帳／3 月度 (単位：千円)

平成 28年	摘要	受 入		払 出		残 高		金額
		数量(kg)	単価	数量(kg)	単価	数量(kg)	単価	
3 / 1	繰 越	1,200	23			1,200	23	27,600
3 / 7	掛仕入	700	22			1,200	23	27,600
						700	22	15,400
3 / 16	出 庫			1,200	23			
				300	22	400	22	8,800
3 / 22	掛仕入	1,600	24			400	22	8,800
						1,600	24	38,400

●全国模試〔第三問〕

8 棚卸資産に関する事項

商品の期末評価に関する資料は以下のとおりである。なお、商品は、先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に基づき評価している。また、残高試算表の商品の残高は前期末残高である。

- (1) 平成28年3 月中の受払記録

日付	摘要	数量	仕入単価	販売単価	備考
平成28年3 月1 日	前月繰越	5,600個	2,000円	－	
平成28年3 月8 日	仕 入	18,000個	2,100円	－	下記2)参照
平成28年3 月15 日	売 上	7,500個	－	4,700円	
平成28年3 月21 日	仕 入	15,800個	2,200円	－	下記2)参照
平成28年3 月28 日	売 上	11,100個	－	4,950円	

ズバリ的中!

法人税法

本試験問題

〔第二問〕

3. 甲社からC社への土地譲渡

C社では、来期に食品加工場の建設を予定しており、工場建設用として甲社が所有していた土地を平成29年2月1日に甲社の前期末帳簿価額1億5,000万円で譲渡した。当該土地の譲渡時の価額は、4億円であり、当該取引が低額譲渡であることから、時価との差額について、甲社では譲渡益を計上し、C社では受贈益を計上したうえで、次の処理により譲渡益と受贈益を圧縮する会計処理を行った。なお、C社が所有する土地は、本件土地のみである。

甲社処理：(雑 損 失) 250,000,000 (未収入金) 250,000,000

C社処理：(土地受贈益) 250,000,000 (土 地) 250,000,000

〔第二問〕

5. 貸倒引当金

(2) その他の金銭債権

種類	期末残高	備 考
受取手形	38,500,000円	個別評価の対象となるものではなく、T社振出しの約束手形15,000,000円が含まれている。なお、T社からは、取引開始に際し収受した営業保証金5,000,000円がある。
売 掛 金	124,000,000円	S社に対する売掛金10,000,000円を含んでいる。
未収入金	150,000,000円	C社に対する土地譲渡に係るものである。

〔第一問〕問 2

1 テレビCM費用……広告代理店に対し、タレントの出演料3,000,000円、CM制作費用2,000,000円及びテレビ局に支払われる広告料3,000,000円の計8,000,000円を平成28年6月10日に小切手にて支払った。撮影は同日に終了したが、テレビCMは平成28年7月20日から2ヶ月間放映されることとなった。

〔第二問〕

4. 当期中に甲社が受けた配当金は、次のとおりである。

(1) 配当

甲社が当期に支払いを受けた配当金等の詳細は次のとおりである。

区分	銘柄	計算期間	配当等の額 (うち源泉税額)
期末配当	A社株式	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日	900,000円 (183,780円)
期末配当	B社株式	平成27年10月1日～ 平成28年9月30日	157,500円 (32,162円)
中間配当	K社株式	平成27年10月1日～ 平成28年3月31日	480,000円 (98,016円)

(注1) C社は当期無配であった。

TAC予想問題

●実力完成答練 第5回

〔資料3〕丁社との取引に関する事項

甲社は当期において、丁社に対して次の資産をそれぞれ譲渡している。なお、丁社の決算期は甲社と同様、年1回3月末である。

- (1) 平成28年11月10日、甲社が平成24年3月に取得し事業の用に供していた機械装置X(譲渡直前帳簿価額9,000,000円、時価12,500,000円)を帳簿価額相当額で譲渡し、次の処理をしている。

現金 9,000,000円／機械装置X 9,000,000円

●補助問題 第1回

【資料5】今回の申告作業に当たって判明した事項

1. 金銭債権について判明した事項

② 内団法人H社に対する売掛金460,000円

なお、甲社はH社と掛取引を開始するに当たり、H社から営業保証金として500,000円を預かり、預り保証金勘定に計上している。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕

3 甲社は平成29年3月28日に機械装置の一部が故障したため内国法人R株式会社(以下「R社」という。)にその修繕を依頼した。当該修繕は平成29年3月29日に開始され、平成29年4月6日に完了し、引渡しを受けている。当該修繕に係る費用は、合理的に算定された結果、1,400,000円とされ、甲社は1,400,000円を当期末にR社に支払い修繕費として費用計上した。

なお、平成29年4月6日の引渡し時において当該修繕費は1,300,000円であったことから、差額100,000円の返金をR社より受けている。

●実力完成答練 第5回

〔資料5〕有価証券に関する事項

甲社の前期及び当期の貸借対照表に記載されている有価証券に関する資料は次のとおりである。

銘柄	前期末	当期末	当期の 配当等の額	左の計算期間	備考
G社株式	18,400,000円	0円	500,000円	H27.4.1～H28.3.31	(1)
戌社株式	10,800,000円	9,000,000円	300,000円	H27.4.1～H28.3.31	(2)
H社株式	9,000,000円	6,750,000円	600,000円	H27.8.1～H28.7.31	(3)
I公社債 投資信託	0円	5,500,000円	60,000円	H28.1.1～H28.12.31	(4)

ズバリ的中!

4. 当期中に甲社が受けた配当金は、次のとおりである。

- (2) 甲社が当期中に支払った利子及び割引料並びに前期末及び当期末の会社計算上の総資産等は、次のとおりである。なお、負債利子等の計算は、当年度実績により行うこととする。

① 支払利子・割引料

事業資金として金融機関からの長期借入金	3,260,100円
機械装置取得のための長期借入金	132,450円
金銭債権の早期回収に伴う売上割引料	98,070円

② 前期末・当期末の会社計算上の総資産の帳簿価額等

区 分	前期末帳簿価額	当期末帳簿価額
総資産の帳簿価額	1,504,336,000円	1,520,791,000円
借方表示		
A社株式	50,000,000円	45,000,000円
B社株式	12,600,000円	12,600,000円
K社株式	32,000,000円	29,000,000円
貸倒引当金	1,600,000円	7,700,000円

【第二問】

【資料4】甲社の当期決算に係る留意事項

1. 甲社の別表五(二)抜粋

甲社の当期中の税金の納付状況の確認を兼ねて別表五(二)を作成したところ次のようになった。

税目及び事業年度	期首現在 未納税額	当期発生 税額	当期中の納付税額			期末現在 未納税額
			充当金取崩 による納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付	
	①	②	③	④	⑤	⑥
法人税等	円	円	円	円	円	円
27.4.1 28.3.31	2	16,000,000	16,000,000			
当期分 確定	3	8,000,000円	8,000,000			
計	5	16,000,000				
都道府県民税	円	円	円	円	円	円
27.4.1 28.3.31	7	780,000	780,000			
当期分 確定	9	650,000	650,000			
計	11	780,000				
市町村民税	円	円	円	円	円	円
27.4.1 28.3.31	13	2,300,000	2,300,000			
当期分 確定	15	1,800,000	1,800,000			
計	17	2,300,000				
事業税	円	円	円	円	円	円
27.4.1 28.3.31	18	5,000,000	5,000,000			
当期中間分	19	3,000,000	3,000,000			
計	20	5,000,000				
納税充当金の計算						
期首納税充当金	31	24,080,000円				円
損金経理をした納税充当金	32	28,000,000				
計	33					
法人税額等	34	19,080,000				
事業税	35	5,000,000				
期首納税充当金	36					
損金経理をした納税充当金	37					
計	38					
法人税額等	39					
事業税	40					
期首納税充当金	41					
損金経理をした納税充当金	42	28,000,000				

●実力完成答練 第1回

4. 有価証券、所得税額控除、受取配当等に関する事項

- (2) 当期中に支払い、損金経理した負債利子の額は1,450,000円であり、このうちには売上割引料150,000円が含まれている。

控除負債利子の計算で使用する前期末及び当期末における貸借対照表の総資産の帳簿価額の合計額は1,217,193,000円（圧縮積立金を含む必要な調整は適正に行われている。）であるものとする。

- (3) 前期末及び当期末における株式等の帳簿価額は次のとおりである。

	D社株式	E社株式	F証券投資信託
前期末	13,500,000円	1,700,000円	2,500,000円
当期末	13,500,000円	1,500,000円	2,500,000円
合計	27,000,000円	3,200,000円	5,000,000円

前期における負債利子の合計額は1,250,000円であり、前期における原則法による控除負債利子の額は22,164円である。

●実力完成答練 第3回

問3

- (1) 別表5(2) (租税公課の納付状況等に関する証明書)

(単位:円)

科目・事業年度	期首現在 未納税額	当期発生 税額	当期中の納付税額			期末現在 未納税額
			充当金取崩 しによる納付	仮払経理に よる納付	損金経理に よる納付	
	①	②	③	④	⑤	⑥
法人税等	1 26,540,000		26,000,000		1 540,000	0
当期分 確定		13,270,000			13,270,000	0
計		(省略)				(省略)
住民税	2 5,716,000		5,600,000		116,000	0
当期分 確定		2,858,000			1 2,858,000	0
計		(省略)				(省略)
事業税	3 10,150,000		9,944,000		206,000	0
当期中間分		5,705,000			5,705,000	0
計						
その他の もの						
利子税		30,000			30,000	0
延滞金		5,500			5,500	0
固定資産税		400,000			400,000	0
印紙税		120,000			120,000	0
延滞税		20,000			20,000	0
延滞金		15,000			15,000	0
延滞金		2,700			1 2,700	0
過怠税		2,200			1 2,700	0
所得税		30,630			30,630	0
納税充当金の計算						
期首納税充当金		41,544,000			損金算入のもの	
損金経理をした納税充当金		44,708,000			損金不算入のもの	
計		44,708,000			仮払税金消却	
法人税額等		1 31,600,000			計	41,544,000
事業税		9,944,000			期末納税充当金	44,708,000

ズバリ的中!

所得税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 平成28年5月某日、あなたは、居住者Aから、「近日、海外に移住する予定だが、平成28年分（以下「本年分」という。）の所得について所得税の手続は何か必要か。」との質問を受けた。

あなたは、これに対してどう答えるべきか、次の点についてそれぞれ説明しなさい。

1 仮に居住者Aが、納税管理人の届出をすることなく海外に移住する場合に、本年分の所得税に係る手続について、確定申告の種類ごとに概要を説明しなさい。

② 「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」に関することは説明する必要はありません。

2 (省略)

問2 居住者が有する事業の遂行上生じた債権以外の債権について、その回収が不能となった場合における所得税法上の取扱いについて説明しなさい。

【資料Ⅱ】

4(2) 必要経費

④ 本件建物に関連する減価償却資産の明細は、次のとおりである。なお、甲は、減価償却費について経理処理を行っておらず、償却方法についても何の届出も行っていない。

名 称	取得年月日	取得価額	耐用年数	未償却残高 (本年1月1日現在)	摘要
建物	H11.1.5	132,275,800円	47年	87,751,763円	
給排水設備	H11.1.5	5,162,000円	15年	206,480円	
アスファルト舗装	H18.1.7	927,800円	10年	92,780円	
ノートパソコン	H28.7.7	259,200円	4年	—	

【資料Ⅳ】

(5) 甲と生計を一にする親族に関する事項

① 甲の妻（42歳）は、甲の不動産収入に係る経理事務及び本件建物等についての清掃事務を行うことにより、甲から毎月80,000円の支払を受けており、当該金額の合計額が、損益計算書上、給与として記載されている。

② 甲の長女（20歳）は、大学生であり、コンビニエンスストアでのアルバイトによる収入が836,320円ある。

③ 甲の長男（14歳）は、中学生である。

【資料Ⅲ】

2 配当に関する事項

甲は、B社上場株式を長期間保有しており、本年分に株主として受け取った配当金等は次のとおりである。

なお、甲はいわゆる大口株主ではなく、当該株式に係る配当所得については、総合課税を選択し、申告する。

(1) 中間配当金 126,000円（源泉徴収される前の金額）

(2) 期末配当金 157,500円（源泉徴収される前の金額）

(3) 株主優待券 10,000円（時価）

また、B社は、株主優待券につき剰余金処分等の経理をしておらず、当該株主優待券はB社の利益の有無にかかわらず供与されているものである。

【資料Ⅲ】

3.

甲は、地方自治体発行の宝くじ30,000円分（1枚300円）を本年12月10日に購入し、本年12月31日に抽選が行われ、そのうち11枚が当選し、平成29年1月15日に当せん金1,003,000円を金融機関窓口で現金により受領した。

TAC予想問題

●実力完成答練 第5回

〔第一問〕

問2 死亡の場合の確定申告について説明しなさい。

なお、遺産分割等があった場合については、説明を要しない。

●実力完成答練 第1回

問2 求償権が行使不能となった場合の損失についての所得税法上の取扱いについて説明しなさい。

●直前対策講義 補助問題2

8 販売費・管理費には、次に掲げる固定資産に係る減価償却費は含まれていない。

名 称	事業供用年月	取得価額	年末未償却残高	耐用年数	摘要
店 舗	本年11月	36,500,000円	—円	39年	
車 両 A	平成20年2月	2,640,000円	105,600円	6年	
車 両 B	本年5月	2,436,000円	—円	6年	

●直前予想答練 第1回

【資料Ⅴ】

1 甲と本年末現在生計を一にし、かつ、同居する親族は次のとおりである。

(1) 妻（39歳） 家内労働者に該当し、給与収入400,000円及び内職収入700,000円（これに係る経費100,000円）がある。

(2) 長女（13歳） 中学生であり、本年中の所得はない。

2 甲と父は死亡時まで生計を一にし、同居していた。

なお、父の合計所得金額は9,580,000円である。

●直前対策講義 補助問題3

【資料Ⅱ】

乙が本年中に受け取った剰余金の配当は、次のとおりである。

なお、剰余金の配当の効力発生日はいずれも本年中である。

1 内国法人E社（上場会社）からの剰余金の配当の合計額 520,000円

② 発行済株式総数の3%以上を所有する株式に係るものはない。

2 内国法人F社（非上初会社）からの剰余金の配当 80,000円

② 配当の計算の基礎となった期間は1年である。

●直前対策講義 補助問題1

【資料Ⅴ】

3 長男（18歳）

宝くじの当選金1,000,000円を受け取っている。

ズバリ的中!

【資料Ⅳ】

- 1 甲及び甲と生計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。
- | | |
|--------------------------|------------|
| (1) 甲が支払った社会保険料 | 1,273,200円 |
| (2) 甲が支払った小規模企業共済法に基づく掛金 | 840,000円 |
| (3) 甲が支払った生命保険料 | |
| ① 旧生命保険料 | 120,000円 |
| ② 新生命保険料 | 8,000円 |
- なお、全ての生命保険契約において、甲の妻が保険金の受取人となっている。
- (4) 甲が支払った自宅分の地震保険料 26,500円

〔第二問〕

【問 1】

【資料Ⅰ】

甲は、過去の事業の業績を評価され、A社の役員として3年11か月間在任していたが、本年の3月に退任した。

なお、甲は、A社退職前に退職金の支給を一切受けたことはない。

- (1) 退職金 16,000,000円（源泉徴収される前の金額）
- なお、甲は、「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない。
- (2) 給与（本年1月から3月分）
- | | |
|------------|------------|
| ① 支払金額 | 3,652,600円 |
| ② 社会保険料控除額 | 462,800円 |
| ③ 源泉徴収税額 | 159,900円 |

●全国公開模試

【資料Ⅴ】

- 1 甲が本年中に支払った保険料、医療費等は、次のとおりである。
- (1) 甲及び同一生計親族に係る国民健康保険料（介護保険料を含む） 458,000円
- (2) 生命保険料
- | | |
|---------------------------|------------------|
| ① 妻を受取人とする生命保険契約の保険料 | 55,000円 |
| 平成20年に契約したものである。 | |
| ② 甲を受取人とする個人年金保険の保険料 | 150,000円 |
| 本年契約したものである。 | |
| ③ 甲の長女の子を受取人とする生命保険契約の保険料 | 2,670,000円（円換算額） |
- 保険料一時払いの外貨建個人年金契約であり、その運用期間は本年6月1日から平成31年5月31日までの3年間である。
- なお、この契約に係る保険料は、所得税法上の個人年金保険料には該当しないものである。

●直前予想答練 第1回

【問 2】

【資料Ⅱ】

- 1 乙は、本年9月末日をもってS社を退職し、退職金30,000,000円を得ている。（退職所得の受給に関する申告書は提出していない。）
- なお、S社には、昭和51年4月に入社し、以後引き続き勤務していた。
- 2 乙は、昨年9月末日にT社を退職し、退職金2,500,000円を得ている。
- なお、T社には、平成20年8月に入社し、以後引き続き勤務していた。
- 3 S社から受けた給与は6,200,000円である。

●全国公開模試

【資料Ⅱ】

- 1 甲は、平成24年5月から、甲の長男が代表取締役を務めるD株式会社（以下、「D社」という。）の取締役であったが、本年9月末日をもって退任した。
- なお、D社の発行済株式総数は100株で、80株を甲が所有し、残りの20株は甲の長男が所有しているため、D社は法人税法第2条に規定する同族会社に該当する。
- 2 甲は、D社が平成26年1月に発行した私募社債30,000,000円を引き受けており、本年2月にその利息、1,274,960円（税引後の金額）の支払いを受けているが、退任にあたり当該社債のすべてを長男に31,000,000円で売却している。
- 3 甲がD社から支払いを受けた退職金は15,000,000円（源泉徴収税額3,063,000円控除前の金額）、本年中の役員報酬の額は12,150,000円（源泉徴収税額1,829,088円及び社会保険料1,127,934円控除前の金額）であった。

ズバリ的中!

相続税法

本試験問題

〔第二問〕

1 被相続人甲は、平成28年5月6日に死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。

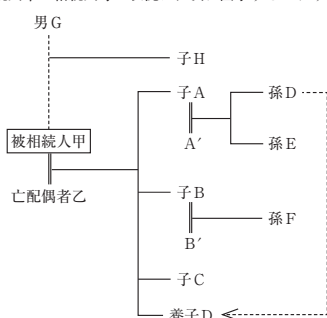
なお、甲は平成26年4月に自宅から10kmほど離れた有料老人ホーム（老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。以下、「老人ホーム」という。）に入所しており、この老人ホーム内で死亡した。また、甲は相談の開始の直前において介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けていた。

(2) 居宅Jは、子Aへ遺贈する。

居宅J（固定資産税評価額24,000,000円）は、従前から被相続人甲、亡配偶者乙、子A及びA'が居住する自宅であり、亡配偶者乙が他界し被相続人甲が老人ホームに入所した後は、子A及びA'が引き続き居住していた。なお被相続人甲は、老人ホームへの入所の直前において子Aと生計を一にしていた。また、居宅Jを遺贈により取得した子Aは、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、A'とともに引き続き居宅Jに居住している。

〔第二問〕

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- ① 被相続人甲は、大正13年3月14日生まれで、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。
- 2 相続人等は、相続開始時においてすべて20歳以上であり、日本国籍を有し、日本国内に住所を有していた。
- 3 亡配偶者乙は、平成26年1月10日に死亡した。なお、亡配偶者乙は、大正11年7月10日生まれで、相続開始の時まで日本国内に住所を有していた。
- 4 子C（昭和26年8月7日生まれ）は、平成15年10月に身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が2級である者として記載されている者である。なお、相続開始時においても同様の状況にある。
- 5 孫D（昭和58年11月5日生まれ）は、平成15年に被相続人甲及び亡配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

TAC予想問題

●直前予想答練 第1回〔第二問〕

1 被相続人甲は、平成28年4月24日に死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。

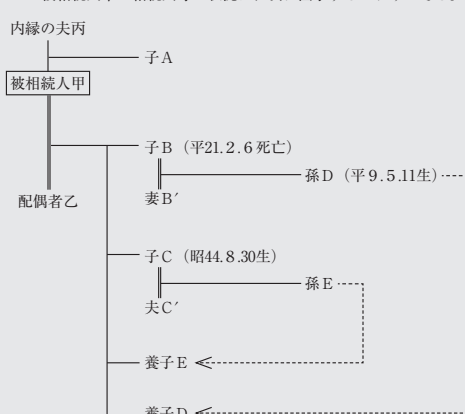
なお、被相続人甲は、平成28年1月に自宅から5kmほど離れた特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下、「老人ホーム」という。）に入所しており、この老人ホームの入所中に交通事故により死亡した。また、被相続人甲は相続の開始の直前において介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けていた。

(2) 「居宅G（300㎡）は子Aへ遺贈する。」

上記(1)の宅地Fの上に建てられている家屋で、固定資産税評価額は30,000,000円である。居宅Gは、従前から被相続人甲、子A及び妻A'が居住する自宅である。被相続人甲が老人ホームに入所した後は、子A及び妻A'が居住していた。なお、子Aは相続税の納税のため平成29年1月に居宅G及び(1)の宅地Fの売買契約を締結しており、手付金として平成29年1月（契約締結時）に15,000,000円、残金として平成29年3月（引渡時）に85,000,000円を取得している。また、子A及び妻A'は相続税の申告期限まで引き続き居宅Gに居住している。

●直前予想答練 第3回〔第二問〕

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



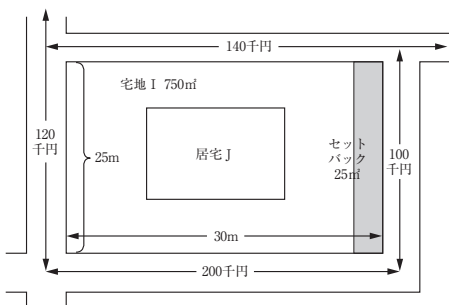
- ① 被相続人甲は、相続開始時において、日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。相続人等もすべて日本国内に住所を有している。
- 2 被相続人甲は、昭和11年9月5日生まれであり、相続人等で生年月日の表示のない者はすべて被相続人甲の相続開始時において20歳以上である。
- 3 相続開始時において、子Bは死亡している。
- 4 子Cは、身体障害者手帳の交付を受けており、等級は3級である。
- 5 養子D及び養子Eは、いずれも被相続人甲の孫であるが、平成23年1月に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。

ズバリ的中!

〔第二問〕

宅地Iは、子Aへ遺贈する。

宅地Iは、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。なお、その形状は長方形である。宅地Iのうちセットバックとして図示した25㎡の部分は、建築基準法第42条第2項に規定する道路に面しており、将来、建物の建替え時等に同法の規定に基づき道路敷きとして提供しなければならない部分である。



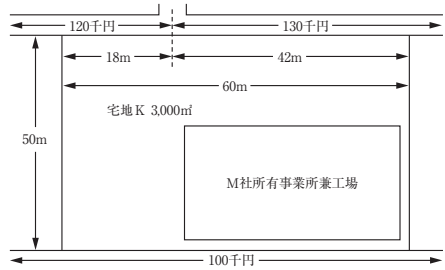
〔第二問〕

(3) 宅地Kは、子Aに遺贈する。

宅地Kは、路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

この宅地は、後記M社所有の事務所兼工場の敷地として、賃貸借契約によりM社に対し相当の地代で貸し付けていた。この貸付けに当たり、権利金の授受は無く、土地の無償返還に関する届出書が所轄税務署長に提出されている。また、相続開始時において未収地代はなかった。

なお、宅地Kを遺贈により取得した子Aは、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、M社に対する宅地Kの賃貸借を継続しており、M社は同社の事業の用に供している。



〔第二問〕

(4) 宅地Lは、子Cに遺贈する。

宅地Lは、倍率地域に所在する宅地であり、その面積は500㎡である。宅地Lの平成28年分固定資産税評価額は20,000,000円であり、倍率は1.1倍である。

〔第二問〕

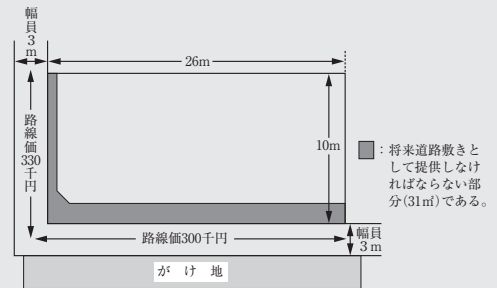
(7) N銀行O支店の証券投資信託受益証券10,000,000口は、子Hに遺贈する。なお、この証券投資信託受益証券は日々決算型であり、その内容は次のとおりである。

イ	1口あたりの基準価額	1円
ロ	再投資されていない未収分配金	20,000円
ハ	信託財産留保額及び解約手数料	なし

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

(1) 宅地I（260㎡）は、配偶者乙が取得する。

この宅地は、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。



幅員3mの道路に接する部分は、将来、下記(2)の家屋の建替え時に、現在の道路の境界線から後退（セットバック）して道路敷きとして提供しなければならないことが判明している。

●全国公開模試〔第二問〕

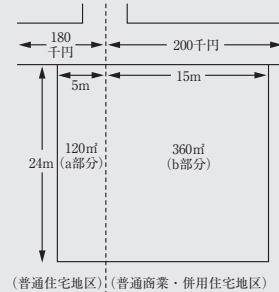
(3) 宅地Iは、配偶者乙に遺贈する。

宅地Iは、路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地Iは、面積等を勘案すると主な効果を果たしている

地域は普通商業・併用住宅地区である。

また、a部分とb部分を合理的に区分することができる。



●補助問題 第2回

(7) K市に所在する宅地 160㎡

この宅地は、倍率方式により評価する地域に所在し、その評価に必要な資料は次のとおりである。なお、この宅地は、被相続人甲が賃貸借契約により友人丁に貸し付けていたものであり、友人丁はこの宅地の上に家屋を建てて自己の居住用家屋として使用している。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕

② 中期国債ファンドの受益証券 口数 20,000,000口

この受益証券の内容は、次のとおりである。

課税時期において再投資されていない	
未収分配金の額	1,000円
1口あたりの基準価額	1円
信託財産留保額	2,160円

ズバリ的中!

〔第二問〕

- 5 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区 分	Q生命保険	R生命保険	S生命保険
保険契約者	被相続人甲	子B	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	養子D
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
保険金受取人	養子D $\frac{1}{2}$ 、孫E $\frac{1}{2}$	子B	養子D
保険金額	40,000,000円	20,000,000円	10,000,000円
払込済保険料	36,000,000円	18,000,000円	7,000,000円

- ①1 生命保険契約は、いずれも日本に本店のある生命保険会社との契約である。
 2 相続開始時において、S生命保険会社との保険契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は8,000,000円である。なお、この生命保険契約の契約者の地位は、その生命保険契約の保険約款の定めにより養子Dが引き継ぐこととなった。
 3 これらの生命保険契約のうち、保険事故が発生したものに係る保険金は、各契約の保険金受取人とされた者が受領した。

〔第二問〕

- 9 被相続人甲の生前において、被相続人甲の相続人等は、次のとおり贈与を受けており、平成27年分までの贈与税の申告、納税が必要なものについては、適法に済ませている。
 なお、受贈者はいずれも、本問に記述がある者からの贈与以外の贈与を受けていない。

贈与年月日	贈与者	受 贈 者	受贈財産	贈与時の時価
平成23年4月25日	被相続人甲	子C	現金	27,000,000円
平成25年3月15日	被相続人甲	子A	現金	2,500,000円
平成25年8月1日	被相続人甲	孫E	U社株式	2,000,000円
平成25年8月1日	亡配偶者乙	孫E	証券投資信託	3,000,000円
平成26年7月22日	被相続人甲	孫E	現金	2,000,000円
平成27年9月15日	子A	孫F	現金	2,000,000円
平成27年9月16日	被相続人甲	孫F	現金	7,000,000円
平成27年9月30日	被相続人甲	子C	現金	1,000,000円
平成28年1月7日	被相続人甲	代表者の定めのある人格のない社団V	現金	2,000,000円

〔第二問〕

- 10 亡配偶者乙の死亡に伴う相続税の申告内容のうち、被相続人甲及び子Cの相続税の計算に関する事項は次のとおりである。

- (1) 亡配偶者乙の死亡に伴い、被相続人甲は次のとおり財産を取得している。

遺贈財産の価額	100,000,000円
相続財産の価額	90,000,000円
生命保険金等の額	50,000,000円
同上の非課税額	△25,000,000円
債務控除額	△15,000,000円
生前贈与加算額	10,000,000円
課税価格	210,000,000円
課された相続税額	10,000,000円

- ② 課された相続税額には延滞税、利子税、各種加算税の額を含んでいない。

〔第二問〕

- (8) 被相続人甲の友人Pに対する貸付金債権10,000,000円は、子Cに遺贈する。

この貸付金の内容は次のとおりである。なお、友人Pの財政状態は良好であり、利息の支払いに遅延はない。

イ 貸付日	平成27年3月31日
ロ 約定期間	2年
ハ 利率及び利払日	年1.46%、年1回（3月31日）後払い
ニ 利息の計算	日割（貸付日は利息の計算期間に算入しない。）

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

- (1) 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区 分	V生命保険	W生命保険	X生命保険
保険契約者	養子C	養子B'	姉 A
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	夫 A'
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲 $\frac{1}{3}$	被相続人甲 $\frac{2}{3}$
		養子B' $\frac{2}{3}$	夫A' $\frac{1}{3}$
保険金受取人	配偶者乙	甥 F	姉 A
契約保険金額	40,000,000円	30,000,000円	24,000,000円
払込保険料	10,000,000円	5,100,000円	9,000,000円

- ①1 生命保険契約は、いずれも日本に本店のある保険会社とのものである。
 2 V生命保険契約については、契約保険金額から契約者貸付金の額4,000,000円を控除した残額が保険金受取人に支払われた。
 3 相続開始時において、X生命保険会社との保険契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は6,000,000円である。

●直前予想答練 第2回〔第二問〕

- 9 被相続人甲の生前において、被相続人甲の相続人等は、次のとおり贈与を受けており、平成27年分までの贈与税の申告、納税が必要なものについては、適法に済ませている。

なお、受贈者はいずれも、本問に記述があるものからの贈与以外の贈与を受けておらず、相続時精算課税の適用を受けた者はいない。

贈与年月日	贈与者	受 贈 者	受贈財産	贈与時の時価
平成25年2月2日	被相続人甲	配偶者丙	現金	3,000,000円
平成25年8月8日	被相続人甲	配偶者丙	居住用家屋	24,000,000円
平成26年3月3日	被相続人甲	人格のない社団K会	現金	5,000,000円
平成26年9月9日	配偶者丙	人格のない社団K会	現金	3,000,000円
平成27年5月5日	被相続人甲	子A	現金	1,000,000円
平成27年10月10日	被相続人甲	子B	別荘及び別荘地	—

●補助問題 第3回

- 10 配偶者乙死亡の際の相続税の申告内容は次表のとおりである。配偶者乙の相続において相続の放棄をした者はいない。

なお、子Bは、配偶者乙死亡時においては一般障害者であった。

項 目	被相続人甲	子 A	子 B	子 C
純 資 産 価 額	230,000,000円	30,000,000円	30,000,000円	30,000,000円
生前贈与加算額	—	—	10,000,000円	—
課 税 価 格	230,000,000円	30,000,000円	40,000,000円	30,000,000円
算 出 相 続 税 額	34,300,000円	4,410,000円	5,880,000円	4,410,000円
贈与税額控除額	—	—	2,310,000円	—
配偶者の税額軽減額	24,500,000円	—	—	—
障害者控除額	—	—	5,880,000円	—
納 付 税 額	9,800,000円	4,410,000円	1,470,000円	4,410,000円

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

- ⑫ 貸付金債権は、姉Aが取得する。

この貸付金債権は、上記(8)のP社の取引先に対するもので、その内容は次のとおりである。

① 元本の額	3,000,000円
② 貸付日	平成27年10月5日
③ 年利率	年1.5%
④ 約定期間	3年
⑤ 利息の計算	月割（1月末満の端数は、1月とする。）

ズバリ的中!

〔第二問〕

へ M社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

平成28年3月期末以前1年間の年配当金額	10,000,000円	
平成27年3月期末以前1年間の年配当金額	5,000,000円	
平成26年3月期末以前1年間の年配当金額	2,500,000円	
平成28年3月期末以前1年間の利益金額	50,000,000円	非経常的な利益はない
平成27年3月期末以前1年間の利益金額	2,000,000円	非経常的な利益はない
平成26年3月期末以前1年間の利益金額	40,000,000円	非経常的な利益はない
直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	220,000,000円	

① 配当金は、全て毎年3月末日の決算日を基準日として支払われている。

- 平成27年5月29日開催の定時株主総会の決議により同月31日を効力発生日として同年6月1日に支払われた配当金には、50周年記念配当5,000,000円を含んでいる。
- 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。
- 平成27年3月期末以前1年間の利益金額は、非経常的な損失として特別損失に計上した亡配偶者乙の死亡退職金30,000,000円が控除されている。なお、この死亡退職金は、法人税法上金額が損金の額に算入されるべきものである。
- 類似業種比準価額を計算する場合のM社株式の株価の計算過程においては、それぞれの小数点第2位未満を切り捨てて計算するものとする。

ト M社の平成28年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

区 分	資産の合計額 ②	負債の合計額 ③
帳簿価額	750,000,000円	500,000,000円
相統税評価額	900,000,000円	500,000,000円

- ① M社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。
- 平成28年4月11日に納税通知を受けた平成28年度の固定資産税2,500,000円は、負債に計上されていない。
 - 相続開始の直前に終了した事業年度に係る法人税等の未払いの金額は12,000,000円、消費税等の未払いの金額は15,000,000円である。これらの金額は、いずれも負債に計上されていない。
 - M社は、平成28年5月26日定時株主総会で、5月末日を交付の効力発生日として、一株当たり100円の配当金（利益剰余金の分配）の支払を決議した。

〔第二問〕

8 被相続人甲の葬儀に要した諸費用は次のとおりであり、すべて子Aが負担した。

通夜の費用（寺院への支払）：300,000円、葬儀の費用（寺院への支払）：1,000,000円、戒名料：1,000,000円、香典返戻費用：800,000円、通夜・葬儀の費用（葬儀会社への支払）：1,500,000円。

なお、通夜・葬儀の参列者から受領した香典1,500,000円は子Aが受領した。

〔第二問〕

(3) 宅地Kは、子Aに遺贈する。

宅地Kは、路線価地域（普通商業・併用住宅地区）に所在し、その地形等は次のとおりである。

この宅地は、後記M社所有の事務所兼工場の敷地として、賃貸借契約によりM社に対し相当の地代で貸し付けていた。この貸付けに当たり、権利金の授受は無く、土地の無償返還に関する届出書が所轄税務署長に提出されている。また、相続開始時において未収地代はなかった。

なお、宅地Kを遺贈により取得した子Aは、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、M社に対する宅地Kの賃貸借を継続しており、M社は同社の事業の用に供している。

●全国公開模試〔第二問〕

へ M社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

平成29年3月期末以前1年間の年配当金額	8,750,000円	
平成28年3月期末以前1年間の年配当金額	7,000,000円	
平成27年3月期末以前1年間の年配当金額	6,650,000円	
平成29年3月期末以前1年間の利益金額	145,000,000円	非経常的な利益はない
平成28年3月期末以前1年間の利益金額	140,000,000円	非経常的な利益はない
平成27年3月期末以前1年間の利益金額	133,000,000円	非経常的な利益はない
直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	450,000,000円	
直前々期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	320,000,000円	

① 配当金は、全て毎年3月末日の決算日を基準日として毎年5月25日に行われる定時株主総会の決議によるものであり、非経常的な配当はない。

- 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。
- 類似業種比準価額を計算する場合のM社株式の株価の計算過程においては、それぞれの小数点第2位未満を切り捨てて計算するものとする。

ト M社の平成28年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

区 分	資産の合計額 ②	負債の合計額 ③
帳簿価額	981,376,000円	254,000,000円
相統税評価額	1,103,200,000円	254,000,000円

- ① M社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。
- 平成28年4月11日に納税通知を受けた平成28年度の固定資産税1,800,000円は負債に計上されていない。
 - 相続開始の直前に終了した事業年度に係る法人税等の未払いの金額は25,000,000円、消費税等の未払いの金額は17,000,000円であり、いずれも負債に計上されていない。
 - M社の被相続人甲の死亡に対して、社葬を行った。社葬に要した費用は2,500,000円であり、法人税法上、全額損金に算入されている。なお、会葬者が持参した香典500,000円はM社が取得した。
 - M社は、平成28年5月25日定時株主総会で、直前期末を基準日として配当金（利益剰余金の分配）の支払を決議した。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕

8 被相続人甲の葬儀に要した諸費用は次のとおりであり、すべて子Aが負担した。

通夜の費用（寺院への支払）：200,000円、葬儀の費用（寺院への支払）：1,700,000円、戒名料：450,000円、香典返戻費用：300,000円、通夜・葬儀の費用（葬儀会社への支払）：1,400,000円。

なお、通夜・葬儀の参列者から受領した香典600,000円は子Aが受領した。

●オープン模試〔第二問〕

(2) 宅地Hは、子Cへ遺贈する。

宅地Hは、路線価地域（普通住宅地区）に所在し、その地形等は上記(1)のとおりである。

この宅地は、後記(5)のN社所有の事務所の敷地として、賃貸借契約によりN社に貸し付けていた。この貸し付けにあたり、権利金の授受はなく、土地の無償返還に関する届出書が所轄税務署長に提出されている。また、相続開始時において未収地代はなかった。

なお、宅地Hを取得した子Cは、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、N社に対する宅地Hの賃貸借を継続しており、N社は同社の事業の用に供している。

ズバリ的中!

酒 税 法

本試験問題

【第一問】

酒税法において、納税義務の成立した酒税について、法定の理由がある場合に一定の条件の下でその酒税が免除される制度がある。この制度に関して次の各問に答えなさい。

- (1) 酒税法第28条（未納税移出）及び酒税法第28条の3（未納税引取）の制度が設けられている趣旨について述べなさい。
- (2) 酒税法第28条の3（未納税引取）の規定を適用するために必要な酒税法上の手続について述べなさい。
- (3) 酒税法第28条の3（未納税引取）において、どのような場合に未納税引取の規定の適用を受けることができるか述べなさい。

【資料】

- 1 甲株式会社は、平成24年7月中に、その製造場の所在地の所轄税務署長から全ての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。

【第二問】 A

りんご果汁1,000ℓ（含有する糖類の重量250kg）及び果糖150kgを原料として発酵させた酒類1,000ℓ（アルコール分14.0度、エキス分6.0度、重量980kg）に、他の酒類製造者の製造場から未納税移入した原料用アルコール30ℓ（アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分50.0度）、ぶどう糖60kg、香り及び味を付ける目的でぶどう果汁200ℓを加え、更に炭酸水を加えた発泡性のある酒類1,800ℓ（アルコール分7.0度、エキス分5.0度、重量1,700kg）

【第二問】 B

米350kg、ぶどう糖30kg、米こうじ60kg（こうじ米50kg）、清酒かす50kg、他の酒類製造者の製造場から未納税移入した原料用アルコール250ℓ（アルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留したものでアルコール分60.0度）及び水を原料として発酵させて、こして水を加えた酒類1,300ℓ（アルコール分15.0度、エキス分4.5度）

【第二問】 C

発芽させた大麦2,000kg、大麦500kg、こりやん500kg、フムロン10kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類（アルコール分5.5度、エキス分3.5度）

【第二問】 D

大麦を、発芽させた大麦及び水により糖化させて、発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分70.0度）して水を加えた酒類400ℓ（アルコール分60.0度、エキス分1.2度）に、他の酒類製造者の製造場から課税移出された酒類4,000ℓ（米、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分80.0度）して水を加えて製造した酒類（アルコール分45.0度、エキス分1.5度））及び水を加えた酒類4,500ℓ（アルコール分45.0度、エキス分1.0度）

【第二問】 E

りんご果汁（含有される糖類の重量60kg）及びぶどう糖60kgを原料として発酵させた酒類（アルコール分11度、エキス分6度）に、砂糖20kgを加えて発酵させた酒類（アルコール分15度、エキス分7度）

【第二問】 F

発芽させた大麦700kg、でんぶん400kg、ルブリン10kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分5度、エキス分3度、発泡性あり）

TAC予想問題

●実力完成答練 第4回【第一問】

【第一問】

酒税は、原則として酒類がその製造場から移出されたときに課税する建前をとっているが、一定の条件を満たした場合には課税を免除する制度として未納税移出がある。

ついては、以下の問いに答えなさい。

1. 未納税移出の規定の趣旨を述べなさい。

●直前対策テキスト・理論ドクター Q11

酒税法においては、納税義務の成立した酒税について、一定の条件のもとにその納税の義務を免除することとしている。酒税の免税について、その趣旨を説明し、適用される例を挙げなさい。

●全国公開模試【第二問】

【資料】

1. 甲株式会社は、平成24年5月中に、その製造場の所在地の所轄税務署長からすべての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。

●全国公開模試【第二問】

りんご果汁2,000ℓ（含有する糖類の重量260kg）及び水に砂糖240kgを加えて発酵させた酒類2,500ℓ（アルコール分13度、エキス分5度、重量2,450kg）に、グレープフルーツ、ぶどう糖及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分70度）して水を加えた酒類200ℓ（アルコール分40度、エキス分0.3度）、果糖310kg、香味料50ℓ及び水を加えた酒類3,000ℓ（アルコール分13.5度、エキス分6度、重量3,000kg）

●全国公開模試【第二問】

米1,200kg、米こうじ700kg（こうじ米590kg）、他の酒類製造者の製造場から未納税移出された原料用アルコール1,000ℓ（アルコール分60度）、糖類（米を原料として加水分解して精製したものである。）150kg、乳酸（有機酸）20kg及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分18度、エキス分7度）に、酒類保存のため、乳酸20kgを加えた酒類（アルコール分18度、エキス分7度）

●全国公開模試【第二問】

発芽させた小麦1,400kg、米400kg、こりやん、00kg、ホップ30kg、苦味料20kg、カラメル10kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類（アルコール分5度、エキス分3度）

●実力完成答練 第1回【第二問】

発芽させた小麦及び水によって大麦を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分90度）して水を加えた酒類500ℓ（アルコール分50度、エキス分0.3度）に、他の酒類製造者の製造場から課税移出された酒類6,500ℓ（発芽させた米及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分95度）して水を加えた酒類（アルコール分60度、エキス分0.2度））、カラメル及び水を加えた酒類10,000ℓ（アルコール分41.5度、エキス分0.4度）

② 酒税法第47条第1項の規定により申告した製造方法に従い、平成28年8月中に1仕込製造したものである。

●実力完成答練 第1回【第二問】

桃（含有する糖分の重量160kg）、果糖90kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分14度、エキス分7度）に、砂糖70kg及び水を加えて発酵させて、更に炭酸水を加えた酒類で発泡性を有するもの（アルコール分8度、エキス分4度、当酸酒類の重量1,000kg）

●実力完成答練 第1回【第二問】

発芽させた大麦800kg、小麦300kg、糖類100kg、ホップ10kg及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有する酒類（アルコール分5度、エキス分3度）

ズバリ的中!

〔第二問〕 G なつめやしの実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分70度）した酒類にくえん酸及び水を加えかし樽に11か月貯蔵した酒類2,000ℓ（アルコール分25度、エキス分1.3度、着色又は着香はない。）に、米150kg、米こうじ50kg、とうもろこし550kg、色素3kg、香料4kg、清酒かす150kg及び水を加えて発酵させてこし、更に水を加えた酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの4,500ℓ（アルコール分15度、エキス分5度、アミノ酸度1.0、酸度1.7、当該酒類の重量4,500kg）	●直前予想答練 第1回〔第二問〕 5. 次の酒類に、米50kg、でんぷん質物分解物150kg、みりんかす400kg、アミノ酸5kg、色素0.5kg及び水を加えてこした酒類で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの4,000ℓ（アルコール分13度、エキス分6度、アミノ酸度0.6、酸度1.3、重量4,000kg） 麦400kg、米こうじ200kg（こうじ米180kg）、よもぎ700kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分95度）して水を加えた酒類（アルコール分30度、エキス分0.4度）に、酒石酸及び水を加えた酒類2,000ℓ（アルコール分26度、エキス分1.2度、着色又は着香なし）
〔第二問〕 H ビール（アルコール分5.5度）を単式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分70度）した酒類（アルコール分70度、エキス分0.5度）に、ホップエキス、レモン果汁及び炭酸水を加えた酒類（アルコール分10.0度、エキス分1.8度、発泡性あり）	●合格情報〔第一問〕 4. 麦芽500kg、ホップ10kg、小麦100kg、でんぷん50kg及び水を原料として発酵させた酒類2,000ℓ（アルコール分8度、エキス分4度）に、当該酒類と閉じ製造方法による酒類を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分90度）した酒類400ℓ（アルコール分90度、エキス分0.2度）及び炭酸水を加えた発泡性を有する酒類4,000ℓ（アルコール分13度、エキス分2度）
〔第二問〕 5 商品Aについては、4の表のほか、食品表示法第8条第1項（立入検査等）の規定により10本（容器の容量1,800ml）の酒類が収去された。	●全国公開模試〔第二問〕 5. 商品Aについては、4の表のほか、平成28年8月2日に食品表示法第8条第1項（立入検査等）の規定により10本（容器の容量720ml）が収去された。
〔第二問〕 6 商品Bについては、4の表のほか、平成28年8月10日に従業員の過失により、製造場内のタンクから流出し100ℓが滅失した。なお、所轄税務署長にその旨の届出を提出している。	●全国公開模試〔第二問〕 6. 商品Bについては、4の表のほか、従業員がタンクのcockを閉め忘れたため、タンク内の酒類が流出し、平成28年8月18日に60,000mlが滅失した。
〔第二問〕 7 商品Cについては、4の表のほか、平成28年8月11日に公的機関主催の品評会に30本（容器の容量350ml）を送付した。	●直前予想答練 第1回 9. 商品Iについては、4の表のほか、品質評価のため、平成28年8月中に公的品質評価機関に対して10本（容務の容量900ml）を送付した。
〔第二問〕 8 商品Dについては、4の表の平成28年8月中に移出したもののうち、500本（容器の容量1,800ml）は輸出の目的で酒税法第29条（輸出免税）の規定により製造場から移出したものである。	●直前予想答練 第1回 8. 商品Eについては、4の表に、平成28年8月中に輸出の目的で酒税法第29条第1項の規定により移出した150本（容器の容量700ml）が含まれている
〔第二問〕 9 商品Eについては、4の表のほか、平成28年5月中に酒類販売業者に課税移出されたもの20本（容器の容量300ml）が、平成28年8月30日に酒類販売業者から返品され、製造場内に持ち込まれた。	●全国公開模試〔第二問〕 10. 商品Fについては、平成28年5月中に酒類販売業者に課税移出されたもののうち800本（容器の容量350ml）が、平成28年8月中に酒類販売業者から返品され、製造場内に持ち込まれた。
〔第二問〕 10 商品Fについては、4の表のほか、販売促進のため、平成28年8月5日に2,100本（容器の容量720ml）を酒類販売業者に無償で提供した。	●実力完成答練 第4回〔第二問〕 10. 商品Fについては、5の表のほか、平成28年7月10日に関西製造場において販売促進のため、甲株式会社が100%出資している法人が経営する酒場5店舗に対して各25本（容器の容量700ml）を無料で提供した。
〔第二問〕 11 商品Gについては、4の表のほか、平成28年8月3日に在日アメリカ大使館に200本（容器の容量2,000ml）を送付した。	●実力完成答練 第1回〔第二問〕 5. 商品Aについては、4の表のほか、平成28年8月19日に在日カナダ大使館に100本（容器の容量720ml）を販売した。
〔第二問〕 12 商品Hについては、4の表のほか、平成28年8月29日に製造場見学者に対して50本（容器の容量300ml）を試飲させた。	●実力完成答練 第2回〔第二問〕 6. 商品Bについては、4の表のほか、平成28年7月中に製造場見学者に対して、製造場内で150本（容器の容量180ml）を無料で試飲させるとともに、お土産用として420本（容器の容量900ml）を無料で配付した。

ズバリ的中!

消費税法

本試験問題

〔第一問〕

問1(2)

〔第一問〕

問1 次の各問に答えなさい。

(2) 消費税法では、国内において事業者が行った資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)及び特定仕入れには、この法律により、消費税を課することとされている。

この資産の譲渡等のうち、役務の提供が国内で行われたかどうかの判定について、役務の提供の区分に応じ、その定める場所について述べなさい。

② 消費税法施行規則に規定する部分については触れる必要はない。

〔第一問〕

問2(1)

(1) 当社は、靴・靴販売を営み国内に支店を有する外国企業からの依頼を受け、国内の市場調査を行いました。この市場調査は、国内に新たな事業(教育産業ビジネス)を展開するためのものであることから、直接、国外の本社と契約を締結しており、調査報告書も本社に対して、データ伝送をしています。

この市場調査に係る取引について、消費税法の適用はどのようにになりますか。

<選択欄>

課税取引 非課税取引 免税取引 左記以外(不課税取引)

〔第一問〕

問2(3)

(3) 当社は、インターネットを介しての音楽、映像の配信サービス事業を営んでおり、国内に旅行に来ている外国人旅行者A(国内に住所又は居所を有しない者)に対して音楽の配信を行いました。

この音楽配信に係る取引について、消費税法の適用はどのようにになりますか。

〔第一問〕

問2(6)

(6) 当社は、百貨店(特定商業施設)内に出店している手続委託型輸出物品販売場として許可を受けている各テナントとの間で、免税販売手続の代理契約を締結し、百貨店内に免税手続カウンターを設置しています。

国内に旅行に来ている外国人旅行者A(国内に住所又は居所を有しない者)は、同一日に、手続委託型輸出物品販売場である甲店において、日本酒セット(税抜販売価額750,000円)を、同じく手続委託型輸出物品販売場である乙店において、ポーチ付化粧品(税抜販売価額4,000円)をそれぞれ1個購入したため、免税手続カウンターに免税手続に訪れました。

この甲店及び乙店が外国人旅行者Aに対して商品を販売した取引について、消費税法の適用はどのようにになりますか。

② 外国人旅行者Aの所持する旅券等の提示など具体的な免税手続や消費税法施行規則に定める事項については、触れる必要はない。

TAC予想問題

●全国公開模試

〔第一問〕問1(1)

問1 次の各問に答えなさい。

(1) 消費税法第5条第1項では、次のとおり規定している。

(納税義務者)

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第三十条第二項及び第三十二条を除き、以下同じ。)及び特定課税仕入れ(課税仕入れのうち特定仕入れに該当するものをいう。以下同じ。)につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

この場合の「事業者」、「特定資産の譲渡等」及び「特定仕入れ」に関して、それぞれの意義及びその範囲について述べなさい。

また、資産の譲渡等及び特定仕入れが国内で行われたかどうかの判定について簡潔に述べなさい。

② 消費税法施行令に定める事項については触れる必要はない。

●全国公開模試

〔第一問〕問2①

① 甲社は、フランスに本店を有するA社(国内に支店を有していない。)から商品(高級ダウン)を輸入して販売している。A社から輸入したものについてはA社の保証書が発行されており、国内の消費者に販売した後1年以内に通常の用途で破損した部分については、A社の負担により修理が受けられることとされている。ただし、A社は、国内に支店を有していないことから、その修理を甲社に委託し、甲社は、この修理の対価をA社から受け取っている。

この場合のA社から受け取る修理の対価について、消費税法の適用関係はどのようにになるか。

●理論ドクター P160

基礎力養成

次の各取引が電気通信利用役務の提供に該当するかどうかを判定しなさい。

なお、いずれも対価の授受は行われているものとする。

(1) インターネット等を介して行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア(ゲームなどの様々なアプリケーションを含む。)の配信

●理論ドクター P164

実力養成

平成27年10月1日以後に、国内に旅行に来ている外国人旅行者(国内に住所又は居所がない者)に対して、インターネットにより電子書籍等を提供した場合の課税関係はどのようにになるか、理由とともに述べなさい。

●理論ドクター P29 <抜粋>

4. 消耗品については、同一の非居住者に対する同一店舗における1日の販売額の合計が5千円を超え50万円までの範囲内のものが免税販売の対象となることとですが、販売額の合計が50万円を超える場合の取扱いを教えてください。

③ 1個60万円の消耗品と1個4千円の消耗品を販売する場合
1個60万円の消耗品は、その販売額が50万円を超えているため、免税対象となりません。
また、1個4千円の消耗品は、その販売額が5千円を超えていないため、免税対象となりません。

〔第二問〕

資料 1

〔資料〕

1. 甲社は、特殊鋼の切断加工販売業を営む乙株式会社（以下「乙社」という。）と不動産賃貸業及び不動産売買業を営む丙株式会社（以下「丙社」という。）との合併により平成27年10月1日に資本金800万円で新たに設立された法人である。なお、甲社は平成28年2月9日を合併期日として不動産売買業を営む丁株式会社（被合併法人。以下「丁社」という。）を吸収合併している。

乙社及び丙社並びに丁社の前課税期間以前の取引状況、丁社の合併時の貸借対照表は次のとおりである。

乙社（被合併法人）				
取引の状況	自平成25年1月1日 至平成25年12月31日	自平成26年1月1日 至平成26年12月31日		自平成27年1月1日 至平成27年9月30日
		旧税率適用分	新税率適用分	
I 資産の譲渡等の金額	192,000,000	48,000,000	147,000,000	155,000,000
I のうち非課税取引に係るもの	12,280,000	2,320,000	6,965,000	11,220,000
I のうち免税取引に係るもの	2,800,000	700,000	2,300,000	4,500,000
II I の売上げに係る対価の返還等	280,000	50,000	300,000	250,000

乙社は、平成12年2月に設立して以来すべての課税期間において課税事業者である。

丙社（被合併法人）				
取引の状況	自平成25年7月1日 至平成26年6月30日	自平成26年7月1日 至平成27年6月30日		自平成27年7月1日 至平成27年9月30日
		旧税率適用分	新税率適用分	
I 資産の譲渡等の金額	23,500,000	1,200,000	35,000,000	25,200,000
I のうち非課税取引に係るもの	13,000,000	700,000	18,000,000	16,700,000

丙社は、平成20年1月に設立以後、平成26年7月1日から平成27年6月30日の課税期間において初めて課税事業者となっている。

丁社（被合併法人）				
取引の状況	自平成26年1月1日 至平成26年12月31日	自平成27年1月1日 至平成27年12月31日		自平成28年1月1日 至平成28年2月9日
		旧税率適用分	新税率適用分	
I 資産の譲渡等の金額	3,600,000	3,360,000	8,000,000	2,080,000
I のうち非課税取引に係るもの	1,500,000	1,200,000	3,200,000	1,000,000

丁社は、平成23年7月に設立して以来免税事業者である。

●補助問題 第1回

資料 1

1 甲社は、平成27年1月5日に代表者個人が営んでいた不動産販売業を法人成りし設立した資本金の額が800万円の法人（消費税法第12条の3に規定する特定新規設立法人に該当しない。）であり、前事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）から新築住宅の分譲販売を行っている。また、平成27年8月1日に、不動産賃貸業を営んでいた乙株式会社（以下「乙社」という。）を吸収合併し、資本金の額が3,000万円となった。甲社及び乙社の前事業年度以前の取引状況は次のとおりである。

甲社（合併法人）			
取引の状況	自平成27年1月5日 至平成27年3月31日 （前々事業年度）	自平成27年4月1日 至平成27年7月31日 （前事業年度）	
		26,733,465	80,405,459
I 資産の譲渡等の金額			205,708,147 (41,845,980)
I のうち非課税取引に係るもの	25,000,065	75,191,963	147,383,927 (36,845,000)

※（内書）の金額は、平成27年8月1日から同年9月30日までの金額である。

乙社（被合併法人）			
取引の状況	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日 （前々々事業年度）	自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 （前々事業年度）	
		66,780,963	188,334,444
I 資産の譲渡等の金額			45,949,675
I のうち非課税取引に係るもの	55,440,963	55,941,234	18,480,000

※ 乙社は、前事業年度（平成27年4月1日から平成27年7月31日まで）まで継続して課税事業者であり、会計帳簿における経理処理はすべて税込経理方式により処理している。

〔第二問〕

資料 6 (2) ③

(2) 「不動産販売収入」の内訳は、次のとおりである。

① 丁社が保有していたマンション A（区分所有建物）の販売収入 9,000,000円

② 下記(5)の土地（宅地）の販売収入 3,000,000円

③ 不動産販売収入に係る未経過固定資産税部分の金額 150,000円

内訳は、土地及び土地持分に係る金額78,000円、建物に係る金額72,000円である。

●補助問題 第1回

資料 4 (1) ③

(1) 「不動産販売収入」の内訳は、次のとおりである。

① 土地の販売収入 90,800,000円

② 新築住宅の分譲販売収入 土地 395,069,980円、建物 486,787,707円
（仮受消費税等38,943,016円）

③ 上記②の販売時に土地に係る固定資産税の未経過分の精算金として受け取った金額 1,007,835円

固定資産税は1月1日現在の所有者に課される保有税であり、甲社は、販売時以降の期間に対応する金額を固定資産税の未経過分の精算金として、販売代金とは別途に購入者から受け取っている。なお、甲社は分譲時に所有名義変更等の手続は適正に行っている。

〔第二問〕

資料 6 (1) ④

(1) 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。

① 社内の慶弔規定に基づき支出した、祝儀及び香典等の慶弔費 170,000円

② 国内における従業員の慰安旅行費用（入湯税3,300円を含む） 759,300円

③ 従業員全員が利用することのできるリゾート会員権の年会費 56,160円

④ 外部の契約食堂に支払った従業員の昼食代 128,540円

甲社が従業員に対し食券を無償で支給し、その使用代金として契約食堂から請求された金額である。なお、無償で支給した食券の金額は240,000円であり、従業員から徴収した預り金額はない。

●補助問題 第1回

資料 4 (1) ⑤

(1) 「福利厚生費」の内訳は、次のとおりである。

① 旅行会社に支払った社員慰安のための国内旅行費用 1,778,000円（仮払消費税等142,240円）

② 上記①の旅行直前にキャンセルした社員に係る違約金 34,750円

③ ②に係る取消事務手数料 5,250円

④ 社員に対する結婚祝い金 100,000円

⑤ 社員への食事の現物支給として給食会社を支払ったもの 2,633,033円（仮払消費税等210,642円）

〔第二問〕

資料 6 (3) ②

(3) 「接待交際費」の内訳は、次のとおりである。

① 得意先及び仕入先に渡した、祝儀及び香典等 200,000円

② 得意先とのゴルフプレー代金（ゴルフ場利用税2,400円を含む） 30,000円

③ 得意先、仕入先との飲食接待費 271,000円

●実力完成答練 第1回

資料 IV 3 (7) ②

(7) 「交際費」の内訳は、次のとおりである。

① 商品販売業者関係の葬儀の香典 200,000円

② 商品販売業者との飲食等に係るもの 632,600円

上記金額には、ゴルフプレー代125,000円（うち、ゴルフ場利用税6,000円）が含まれている。

〔第二問〕 資料 6 ㉔ ③ ③ 本社ビルの敷地の一部に係る土地収用法等の規定に基づく補償金 5,500,000円 上記補償金の内訳は、本社ビル敷地内の倉庫に対する譲渡対価として交付された対価補償金500,000円、倉庫の移転に要する費用の補填に充てるための移転補償金5,000,000円である。	●実力完成答練 第1回 資料 IV 6(2) (2) 「固定資産売却益」は、所有する駐車場（構築物及び土地）が土地収用法に基づいて収用されたことによるものであり、その収用に伴って以下の補償金を収受した。 80,095,000円 ① 対価補償金 上記金額の内訳は、構築物（帳簿価額125,000円）に係るもの95,000円及び土地（1,075,000円）に係るもの80,000,000円である。 ② 収益補償金 150,000円
〔第二問〕 資料 6 ㉔ ② ㉔ 「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内銀行の預金利息 82,992円 源泉所得税14,700円、復興特別所得税308円が控除された手取額である。 ② 証券投資信託の収益分配金 200,000円	●実力完成答練 第2回 資料 6 ㉔ ② ㉔ 「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内銀行に係る預金利息 89,200円 ② 公社債投資信託の収益分配金 152,800円 ③ 国内銀行が発行した社債の償還に係る償還差益 120,000円 ④ 株式の配当金 810,000円
〔第二問〕 資料 6 ㉔ ①と② ㉔ 「雑収入」の内訳は、次のとおりである。 ① 居住用賃貸マンションの一空の明渡し遅滞により収受した賠償金 550,000円 ② 損害保険会社より給付を受けた保険金 4,000,000円 これは、水害により水没し、使用不能となった機械装置（帯鋸盤）について損害保険に加入していたために給付を受けた保険金である。	●補助問題 第2回 資料 3 6(2) ①と③ (2) 「その他収入」の内訳は、次のとおりである。 ① マンションの入居者（居住用）の契約違反により、契約を解除した後、定めた明渡し期限までに退去しなかったため、受け取った通常の賃貸料の2倍に相当する金額の違約金 180,000円 ② マンションの入居者（居住用）からの契約解除時に、解約違約金（退去の際は家主に2か月前に通知する条項のある契約に基づく違約金である。）として、預り保証金から差し引いた賃貸料相当額 146,000円 ③ マンションの入居者（居住用）の過失による漏水事故により、損害保険会社から受けとった保険金 280,000円
〔第二問〕 資料 6 ㉔ ① ㉔ 「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内銀行の預金利息 82,992円 源泉所得税14,700円、復興特別所得税308円が控除された手取額である。	●補助問題 第2回 資料 3 8(3) ① (3) 事業主借勘定には、次のものが含まれている。 ① 食料品販売業及び不動産賃貸業に係る国内銀行の預金利子 26,676円（源泉所得税及び復興特別所得税4,824円控除後の金額）
〔第二問〕 資料 6(4) ② (4) 「売上値引戻り高」の内訳は次のとおりである。 ① 丙社が平成26年6月3日に売却した土地付建物に係る割戻し 250,000円 売却価額の内訳（土地6,000,000円、建物3,500,000円） なお、当該取引は、建物新築工事の請負契約を平成25年9月9日に締結している。 ② 丙社が平成26年10月13日に売却した土地付建物に係る割戻し 100,000円 売却価額の内訳（土地4,000,000円、建物3,000,000円）	●実力完成答練 第3回 資料 2(6) (6) 「売上割引」は、甲社の当課税期間に係る建売住宅の販売に係る売掛金をその支払期日より前に支払いを受けたため、当該売掛金の決済時に減額したものである。なお、当該売上割引の内訳は、建物部分3,118,800円、土地部分5,544,000円である。
〔第二問〕 資料 6(8) (8) 「給与及び賞与」には、国内出張旅費のうち通常必要と認められる範囲を超える部分として給与とされているもの116,000円、住居手当として支給されているもの661,000円が含まれている。	●補助問題 第3回 資料 6(7) ① (7) 「旅費交通費」の内訳は、次のとおりであり、課税仕入れとなるものは共通課税仕入れに該当する。 ① 国内出張に係る鉄道運賃、航空運賃、宿泊費用 1,857,000円 上記には、通常必要と認められる範囲を超える部分として、所得税法上給与として課税された金額458,000円が含まれている。
〔第二問〕 資料 6 ㉑ ① ㉑ 「賃借料」の内訳は、次のとおりである。 ① 居住用賃貸マンション管理用ソフトウェアのリース料 228,000円 合併期日以前に丙社が締結したリース契約で、契約内容は下記のとおりである。当該契約は、所有権移転外ファイナンスリースに該当し消費税法において資産の譲渡として取り扱われるものであるが、契約当初から賃貸借取引として会計処理をしている。 リース契約日：平成26年3月16日、引渡日：平成26年6月17日、リース期間：5年、リース総額：1,140,000円、リース総額の内利子相当額：114,000円	●補助問題 第3回 資料 6(8) ③ (8) 「賃借料」の内訳は、次のとおりである。 ③ コンピュータのサーバーのリース料 583,200円 本社のコンピュータのサーバー（甲社の業務全般にわたり使用するものである。）のリース契約（契約日：平成27年9月25日、引渡日：平成28年4月1日、リース期間5年、リース料総額2,916,000円）に係る当課税期間中のリース料である。当該リース契約は所有権移転外ファイナンスリース取引に該当し、消費税において資産の譲渡（売買）として取り扱われるものであるが、甲社は賃貸借処理（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をいう。）を行い、そのリース料については、支払うべき日の属する課税期間における課税仕入れとする処理（「分割控除」という。）により、仕入控除税額の計算を行うものとする。

〔第二問〕
資料4

4. 甲社の前課税期間に係る確定申告（期限内申告）による消費税等の額は、2,278,000円（消費税1,794,000円、地方消費税484,000円）である。

〔第二問〕
その他の付記事項

甲社は、当課税期間中において売上管理ソフトウェアがインストールされたパソコンを購入し、海外支店に輸出している。なお、当該パソコンが輸出されたことについて財務省令で定めるところの証明がされている。

甲社が当該パソコンを海外支店に輸出するために支出した費用は、次のとおりである。

① パソコン本体の購入費用

1,000,000円

② 通関業者に支払った輸出に関する通関費用

150,000円

③ 保険料

50,000円

〔第二問〕
資料6(14) ③

14 「旅費交通費」の内訳は、次のとおりである。

① 国内出張に係る旅費

560,000円

② 海外出張に係る旅費

300,000円

③ 従業員の通勤手当(全額必要であると認められる金額であり、所得税法上の非課税限度額を超過している20,000円を含む)

620,200円

〔第二問〕
資料6(9) ①

9 「給与等負担金」の内訳は次のとおりであり区別してグループ会社に支払っている。

① 特殊鋼の新製品の知識を指導するためにグループ会社から甲社に派出している社員の給与負担額

870,000円

〔第二問〕
資料7

7. 甲社の固定資産台帳（抜粋）は、次のとおりである。

なお、貸借対照表に土地23,200,000円計上されているが、その内訳は次のとおりである。

① 本社建物敷地

15,200,000円

上記金額には、乙社が平成25年1月25日に支出した土地の造成費用2,200,000円を含むものとする。

② 居住用賃貸マンション敷地

8,000,000円

固定資産台帳（抜粋）

種類

構造・細目

取得年月

取得価額

減価償却額

期末残高

建物

本社建物

H25.3

5,400,000

205,039

4,563,330

建物

居住用賃貸マンション（注1）

H20.5

3,000,000

92,117

2,050,150

車両

運送用トラック（注2）

H26.2

6,000,000

960,000

720,000

機械装置

帯鋸盤（注3）

H28.5

9,800,000

698,666

6,794,668

商標権（注4）

H26.10

2,100,000

210,000

1,680,000

ソフトウェア（注5）

H27.1

5,200,000

1,040,000

3,120,000

〔注1〕居住用賃貸マンションの取得価額にはリフォーム費用として丙社が平成20年6月27日に支出した資本的支出850,000円が含まれている。

〔注2〕運送用トラックの取得価額には、乙社が平成26年2月3日に支出した会社のロゴマークと会社名の塗装費用400,000円が含まれている。

●直前予想答練 第2回
資料2

2 甲社の前事業年度（平成27年7月1日から平成28年3月31日まで）に係る確定申告（期限内申告）による消費税等の額は、14,374,600円（消費税11,320,000円、地方消費税3,054,600円）である。

●直前予想答練 第2回
資料5(1) ④ (ロ)

(ロ) 国外に係るもの

7,700,000円

外国法人M社（国外事業者に該当する。）からの依頼によるものであり、調査はアメリカで行い、調査に係るレポート等は日本国内で作成している。

なお、当該調査に係る機器を新たに当課税期間に取得している（取得価額1,080,000円）が、アメリカの現地へ移送している。

また、当該調査機器に係る本船甲板渡し価格は1,158,000円である。

●全国公開模試〔第二問〕
資料3(6) ①

(6) 「給与手当」には、次のものが含まれているが、これら以外はすべて課税取引以外のものである。なお、通勤手当は通常必要と認められるものである。

① 店舗の従業員の通勤手当

5,521,200円

このうち、所得税法上非課税とされる金額を超える金額は680,000円である。

●全国公開模試〔第二問〕
資料3(6) ③

③ 国内の得意先から出向派遣を受けた出向社員（本社での業務に従事している。）に係る給与負担金

12,256,000円

●全国公開模試〔第二問〕
資料5(2)

5 甲社の固定資産の取得状況は次のとおりであるが、すべて課税業務用から非課税業務用又は非課税業務用から課税業務用への転用は行っていない。

なお、特に断りのある場合を除き、当課税期間の末日において所有している。

種 類

構造・細目

数量

取得年月

取得価額
(単位:円)

建物附属設備

店舗内装工事一式（a）

1

H26.3

3,670,000

広告用看板（b）

1

H26.10

1,072,500

車両運搬具

普通乗用車（c）

1

H26.12

2,940,000

普通乗用車（d）

1

H27.2

2,050,000

器具備品

コンピュータ（e）

3

H28.4

1,500,000

会員権（f）

1

H28.10

3,620,000

(1) 広告用看板（b）は、甲社の社名を記載しているものである。

(2) 普通乗用車（c）は、本社営業用に使用しているものである。上記金額には納車を受けた後において、会社名を塗装するため塗装会社に対して支払った塗装費用54,000円が含まれている。

(3) 普通乗用車（d）は、役員が使用しているものである。上記金額以外に取得時にリサイクル預託金相当額16,720円及び資金管理料380円を支払っている。なお、当課税期間においてこの車両を廃車処分とした（資料3(26)参照）。

(4) コンピュータ（e）は、本社営業用に取得したものであり、1台あたり500,000円のを3台取得したものである。

また、別途45,000円（取得価額の3%）を支払い、購入後5年間に無償で修理を受けられる修理保証サービスに加入している。

(5) 会員権（f）は、当該税期間において新設ゴルフ倶楽部の会員権（入会金（返還されないもの）1,620,000円、預託金（20年据置き後返還されるもの）2,000,000円）を同ゴルフ倶楽部の募集に応じて取得したものである。このゴルフ会員権は、商品及び製品の販売先の接待に供するためのものである。

ズバリ的中!

固定資産税

本試験問題

〔第一問〕

問2 固定資産税において課税客体となる償却資産の範囲及びその評価方法について、下に掲げる用語をすべて用いて述べよ。なお、これらの用語を解答文において最初に使用した箇所に下線を施すこと。

減価償却額、取得価額が少額、自動車、未稼働の状態である資産、前年中に取得された償却資産、評価額の最低限度、改良費

〔第二問〕

問1 次の資料に基づいて、区分所有家屋の各区分所有者に対して課される平成28年度分の固定資産税額について、計算過程を明らかにして算出しないさい。なお、税率は標準税率とし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

〔資料1〕土地X

- ① 当該土地は、平成27年度分の賦課期日までは雑種地（地積：1,400㎡）であったが、平成27年3月にSが従前の所有者Tから購入し、宅地に造成のうえ、同年10月に【資料2】の区分所有家屋である家屋Yを建築し、分譲した。なお、同年末までに入居は完了し、所要の登記も行われている。
- ② 当該土地は、区分所有家屋の区分所有者全員によって共有されており、持分の割合は区分所有家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る持分割合と一致している。
- ③ 土地課税台帳に登録された当該土地の価格等の状況は次のとおりである。

・平成26年度分の価格	176,000,000円
・平成27年度分の価格	172,000,000円
・平成27年度課税標準額	90,000,000円
・平成28年度分の価格	168,000,000円
・	・
・	・

〔資料2〕家屋Y

- ① 土地Xの上の家屋Yは、主要構造部を耐火構造とした5階建ての区分所有家屋であり、平成27年7月に新築された（次図）。
- ② 専有部分の合計床面積は、750㎡であり、共有部分の床面積は、共用部分Mが200㎡、共用部分Nが50㎡である。なお、共用部分Mは区分所有者全員が使用しているが、共用部分Nは一部共用部分であり、区分所有者A及びBの共用に属している。
- ③ Aは1階部分を専有し、これを居住用（150㎡）として使用している。
- ④ Bは2階部分の専有部分Bを専有し、これを居住用（25㎡）及び事務所用（25㎡）として併用している。
- ⑤ Cは2階部分の専有部分Cを専有し、これを事務所用（100㎡）として使用している。
- ⑥ Dは3階部分を専有し、居住用（30㎡）及び事務所用（120㎡）として使用しており、居住用部分と事務所用部分は別々に登記されている。
- ⑦ Eは4階部分を専有し、独立的に区画されたE1を自己の居住用（100㎡）として使用し、E2は事務所用（50㎡）として賃貸している。
- ⑧ Fは5階部分を専有し、これを居住用（150㎡）として使用している。
- ⑨ 家屋課税台帳に登録された平成28年度分の価格は320,000,000円である。
- ⑩ 各専有部分には、天井の高さ、附帯設備等に程度の差はない。

TAC予想問題

●直前対策講義 第3回

固定資産税における償却資産評価について、下記に掲げる用語をすべて用いて述べなさい。
前年中取得 前年前取得 新たに課税 通常支出すべき金額
減価償却資産の耐用年数等に関する省令 100分の5に相当する額 著しく低下 卸売物価指数 増価した部分

●実力完成答練 第2回〔第二問〕

〔第二問〕

1. 次の説例におけるA、B、C、D、E、F及びGに対して課される平成28年度分の固定資産税額を、それぞれ計算過程を示して算出しないさい。なお、税率は標準税率によるものとする。

(1) 土地

- ① 土地Xは甲市に所在し従来からHが所有していた。
- ② 地目は平成25年1月1日現在原野であったが、同年25年3月1日現在宅地造成が行われ、1,200㎡の宅地となったものである。その後、同年6月に(2)に記載する区分所有家屋Yが新築され、同年末までに分譲及び所要の登記が完了したものである。
- ③ 当該土地は、区分所有家屋Yの区分所有者全員によって共有されており、持分割合は区分所有者全員の共有部分に係る持分割合と一致している。
- ④ 当該土地の価格等の状況は次のとおりである。

(イ) 平成26年度分の価格	350,000,000円
(ロ) 平成27年度分の価格	328,000,000円
(ハ) 平成27年度課税標準額	
① 小規模住宅用地	30,050,500円
② 非住宅用地	49,200,000円
(ニ) 平成28年度分の価格	290,000,000円

(2) 家屋

- ① 土地Xを敷地として建設された区分所有家屋Yは、主要構造部を耐火構造とした6階建ての区分所有家屋であり、平成25年6月に建築された。
- ② 区分所有家屋Yの専有部分の合計床面積は610㎡であり、共用部分の床面積は①部分が90㎡で、②部分が210㎡である。
- ③ 専有部分AからGまでは、それぞれ異なるAからGまでの個人が所有し、使用している。
- ④ 共用部分①は一部共用部分であり、A、B及びCの共用に供されている。
- ⑤ 共用部分②は各区分所有者全員の共有に属しており、持分割合は区分所有者の専有部分の床面積の割合による。
- ⑥ 専有部分Aは、店舗用として使用されている。
- ⑦ 専有部分B、F及びGは、居住用として使用されている。
- ⑧ 専有部分Cは事務所用と居住用との併用である。
- ⑨ 専有部分Dは、事務所用として使用されている。
- ⑩ 専有部分Eは倉庫用と居住用として使用されており、倉庫用部分と居住用部分とは独立的に区画されている。
- ⑪ 家屋の使用状況については、入居当初より一切変更がない。
- ⑫ 家屋課税台帳に登録された平成28年度分の価格は、300,000,000円である。

ズバリ的中!

〔第二問〕

問2 次の資料に基づいて、土地Zの所有者に対して課される平成28年度分の固定資産税額について、計算過程を明らかにして算出なさい。なお、税率は標準税率とし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

- (1) 平成26年3月までは首都圏整備法第2条第4項に規定する近郊整備地帯内に存するA市の市街化調整区域内に所在したが、市街化区域の変更により、同年4月から市街化区域内に所在することとなった。
- (2) 地積は1,500㎡であり、平成27年度の賦課期日までの地目は山林であったが、平成27年3月に地目を田に変換した。
- (3) 土地課税台帳に登録された価格の状況は次のとおりである。

(単位：円)

年度	27	28
価格	13,320,000	11,250,000

- (4) 地方税法附則第17条第7号に規定する類似土地の状況は次のとおりである。
 - ① 地目は田であり、地積は2,000㎡である。
 - ② 市街化区域の変更により平成26年4月から市街化区域農地となったものである。
 - ③ 土地課税台帳に登録された平成26年度から平成28年度までの各年度分の価格は次のとおりである。

(単位：円)

年度	26	27	28
価格	780,000	21,600,000	19,900,000

- ④ 当該土地が平成26年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であったものとみなした場合における平成26年度分の課税標準となるべき額は5,400,000円であり、平成27年度の課税標準額(軽減率の適用後)は1,520,000円である。
- ⑤ 当該土地は、平成27年度において負担調整措置の適用を受けていない。

●直前予想答練 第2回〔第二問〕

2. 次の土地に対して課する平成28年度分の固定資産税額を計算過程を明らかにした上で算出なさい。なお、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

＜資料＞

- (1) 当該土地は、公有水面埋立法第22条により、平成26年9月に埋立ての竣工認可を受け、三大都市圏の特定市の市街化区域内に編入されたものである。
- (2) 地積は1,500㎡であり、平成27年度以降の各年度の賦課期日における地目は畑である。
- (3) 当該土地は、平成28年2月、都市緑地法に規定する特別緑地保全地区の区域内に所在することとなった。
- (4) 当該土地の価格等の状況
 - ① 平成27年度分の価格 67,200,000円
 - ② 平成28年度分の価格 66,100,000円
 - ③ 平成28年度において特定市街化区域農地でなかったものとみなした場合の課税標準となるべき額 1,234,567円
- (5) 類似土地の状況(所有者は当該土地の所有者ではない)
 - ① 地目は畑であり、地積は1,600㎡である。
 - ② 平成26年5月に、市街化区域の変更により新たに市街化区域農地となったものである。
 - ③ 当該土地が平成26年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であったものとみなした場合における平成26年度分の課税標準となるべき額 22,500,000円
 - ④ 平成27年度分の価格 71,500,000円
 - ⑤ 平成28年度分の価格 70,300,000円

ズバリ的中!

事業税

本試験問題

〔第一問〕

- 問1 個人の事業税の申告について、以下の場合に言及しつつ説明しなさい。
- ・繰越控除の適用を受けようとする場合
 - ・2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う個人の場合
 - ・所得税の確定申告書等が提出された場合

〔第一問〕

- 問2 2以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて製造業を行う法人の分割基準について説明しなさい。

〔第二問〕

- 甲株式会社（以下「甲社」という。）の第18期事業年度における付加価値割の算定について、A税理士はどのように説明すべきか述べなさい。なお、甲社の概要については以下のとおりである。
- ・資本金の額は20億円である。
 - ・1年を通して建設業及び林業を営んでいる。
 - ・甲社の第18期事業年度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。
 - ・現在、甲社の連結法人である乙株式会社へ社員2名を出向させている。
 - ・労働者派遣法に基づく労働者派遣契約に基づき、丙人材派遣会社から社員4名の派遣を受けている。
 - ・甲社の本店は日本国内にあるが、P国においても建設業を営んでいる。
 - ・地方税法附則第9条第13項から同条第18項までに規定する雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除については、説明を要しない。

〔第三問〕 問1

7. X社の第21期事業年度に係る事業別の概況は次のとおりである。

事業区分	所在地	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
電気供給業	A県	給与・賞与等 1,200,000千円 法定福利費 280,000千円	借入金利息 21,000千円	事務所の賃借料 35,000千円
	B県	給与・賞与等 600,000千円 法定福利費 140,000千円		事務所の賃借料 20,000千円
不動産業	A県	給与・賞与等 5,300,000千円 法定福利費 1,200,000千円	借入金利息 63,000千円 預金利息 6,000千円	本社ビルの一部賃貸料 50,000,000千円 所有するビルの賃貸料 100,000,000千円
	B県	給与・賞与等 2,200,000千円 法定福利費 500,000千円	預金利息 3,000千円	所有するビルの賃貸料 50,000,000千円 事務所の賃借料 60,000千円

〔注1〕「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額は、第21期事業年度中の総額である。これらは特段の記述がない限りすべて第21期事業年度の法人税額の計算において損金又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。

TAC予想問題

●実力完成答練 第4回

- 問1 個人事業税の申告について説明しなさい。

●全国公開模試

- 〔第一問〕
〔設問1〕

- 問1 法人事業税の分割基準について説明しなさい。

●実力完成答練 第3回

- 〔第一問〕
〔設問1〕

付加価値割の課税標準に係る総額の算定方法について説明しなさい。

ただし、特定内国法人に係る内容については、説明を要しない。

●全国公開模試〔第二問〕

7. X社の第21期事業年度に係る事業別の概況は次のとおりである。

事業部門	所在地	従業員数	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係	その他
鉄道事業	A県	5,165人 ※1	給与・賞与等※1 50,222百万円 法定福利費 6,950百万円 企業年金掛金 5,165百万円	借入金利息 1,691百万円 預金利息 209百万円 手形売却損 180百万円	駅のテナントの賃貸料 76百万円	※1 従業者のうち6名はY社に出向しているが、給与・賞与等はX社が支給している。またY社より給与負担金12百万円を受け取っている。
	B県	2,165人 ※2	給与・賞与等※2 21,692百万円 法定福利費 4,111百万円 企業年金掛金 2,019百万円	借入金利息 697百万円 預金利息 10百万円	土地賃借料 816百万円 土地賃貸料 129百万円	※2 この他に労働者派遣法に基づく派遣契約による派遣社員80名（派遣契約料243百万円）がいる。
	C県	1,890人	給与・賞与等 16,101百万円 法定福利費 2,965百万円 企業年金掛金 1,809百万円	貸付金利息 457百万円 預金利息 21百万円	駅のテナントの賃貸料 58百万円 土地賃貸料※3 39百万円	※3 平成28年7月1日から同年7月20日までの間貸貸した地代2百万円が含まれている。
電気供給業	A県	510人	給与・賞与等 4,115百万円 法定福利費 647百万円 企業年金掛金 487百万円	借入金利息※4 189百万円 預金利息 2百万円	土地賃借料 1,051百万円	※4 この他に子会社であるY社からの借入金に關しその返済が遅延したことにより支払った遅延損害金が3百万円ある。
	B県	105人 ※5	給与・賞与等※5 959百万円 法定福利費 412百万円 企業年金掛金 93百万円	借入金利息 57百万円 預金利息 1百万円	土地賃借料 175百万円	※5 この他に労働者派遣法に基づく派遣契約による派遣社員20名（派遣契約料74百万円）がいる。
	C県	180人 ※6	給与・賞与等※6 1,645百万円 法定福利費 213百万円 企業年金掛金 160百万円	預金利息 1百万円	社宅貸付料 285百万円	※6 この他に労働者派遣法に基づく派遣契約による派遣社員15名（派遣契約料55百万円）がいる。

〔注〕「従業員数」欄の数値は、第55期事業年度中を通じての数値である。「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある第55期事業年度中の総額である。これらは、すべて第55期事業年度の法人税額の計算において損金の額又は益金の額に算入されているものとする。また、「人件費関係」、「利息関係」及び「賃貸借料関係」の欄にある額には、棚卸資産等に係るものはないものとする。

住民税

本試験問題

〔第一問〕

問1 平成28年1月1日以後に個人に支払われるべき預金の利子及び国債の利子に対する住民税の課税に関する以下の事項について述べなさい。

- ・これらの利子を金融機関が支払う際に徴収する場合における課税される割の名称、課税団体、税率及び徴収の方法
- ・これらの利子の支払を受けた個人が当該利子に係る所得について申告しようとした場合の可否、申告した場合における課税される割の名称、課税方式、課税団体、支払時の課税との調整及び上場株式等の譲渡損失との関係

問2 個人住民税における寄附金税額控除について、所得税との違いに留意し、以下の事項に言及しつつ述べなさい。

- ・控除の対象となる寄附金
- ・控除額
- ・控除を受けるための手続

〔第二問〕

② 上場株式等に係る配当所得に係る収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会 決議年月日	収入金額
b 株式(非上場)	年1回	1月	H27.5.15	H27.4.10	320,000
c 株式(非上場)	年1回	3月	H27.6.30	H27.5.29	350,000
d 株式(上場)	年1回	12月	H27.2.16	H27.1.30	120,000
e 株式(非上場)	年1回	2月	H27.5.22	H27.4.27	250,000

(注1) b 株式については剰余金の分配、c 株式については証券投資信託の収益の分配、d 株式は利益の配当、e 株式は一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係るものである。

(注2) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注3) d 株式は一般口座内で保管され、これらの配当は分離課税により申告されている。

③ 支払社会保険料	1,592,000円
④ 支払一般生命保険料(平成24年9月10日締結)	60,000円
⑤ 支払一般生命保険料(平成19年5月14日締結)	80,000円
⑥ 支払個人年金保険料(平成20年7月22日締結)	42,000円
⑦ 支払介護医療保険料(平成25年3月14日締結)	44,000円

⑧ 支払地震保険料等	
・旧長期損害保険料(平成18年10月11日締結)	15,000円
・地震保険料	42,000円

⑩ 平成27年中に支出した寄附金の額	
・P県に対して寄附した金額	50,000円
・R市に対して寄附した金額	100,000円
・P県の共同募金会に対して寄附した金額	30,000円

⑪ 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、P県、R市及びP県の共同募金会の受領証が添付されている。

① 保険の外交による収入金額	
・固定給	1,650,000円
・歩合給	1,060,000円
・歩合給に係る必要経費	318,000円
② 一時所得に係る収入金額	800,000円

④ 平成27年中に支出した寄附金の額	
・S県に対して寄附した金額	12,000円
・T市に対して寄附した金額	15,000円

⑫ S県及びT市に対する寄附金を支出する際、寄附金税額控除に係る申告特例申請書をS県及びT市それぞれに適切に送付し、S県及びT市からY市へ寄附金税額控除に係る申告特例通知書が適切に送付されている。

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回

●合格情報 A-5

1. 道府県民税利子割、道府県民税配当割及び道府県民税株式等譲渡所得割の3つについて簡潔に概要を述べ、これらの徴収に関する制度の概要及び所得割・法人税割・均等割との関連について概要を述べなさい。

●全国公開模試

●合格情報 A-1

問2 個人住民税における寄附金税額控除について述べなさい。

なお、特例に関しては、具体的な割合に言及する必要はありません。

●直前対策講義 第1回、第2回

●実力完成答練 第4回

●直前予想答練 第1回

① 上場株式等に係る配当所得の収入金額

(単位：円)

区 分	決算	決算月	株主総会 決議年月日	収入金額
a 株式会社(上場)	年1回	3月	H27.6.27	107,000
b 株式会社(上場)	年1回	1月	H27.4.22	68,700
c 株式会社(非上場)	年1回	7月	H27.10.23	276,500
d 株式会社(非上場)	年1回	3月	H27.6.19	178,700

⑫ 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税では上場株式については申告分離課税されている。なお、a 株式について負債利子の額が47,000円、b 株式について負債利子の額が10,500円ある。

●実力完成答練 第1回

●直前対策講義 第2回

●直前予想答練 第1回

(4) 支払生命保険料等

・一般の生命保険料(平成23年契約締結)	180,000円
・個人年金保険料(平成23年契約締結)	62,400円
・介護医療保険料(平成25年契約締結)	58,000円
(5) 支払地震保険料	50,000円
(うち旧長期損害保険料(平成18年11月29日締結)分)	20,000円)
(うち地震保険料分)	30,000円)

●実力完成答練 第1回

●直前対策講義 第1回

(9) 平成27年中に支払った寄附金の合計額及びその内訳 797,000円(全ての寄附金につき所得税の確定申告書に領収書が添付されている。)

① X県Y市に所在するX県共同募金会に対する寄附金	300,000円
② 故郷のS県T市に対する寄附金(特別の利益はない。)	297,000円
③ X県Y市に所在する認定特定非営利活動法人・Z会に対する寄附金	200,000円
(住民の福祉の増進に寄与する寄附金としてX県及びY市の条例で定めている。)	

●実力完成答練 第3回

ア. Z保険会社から支給を受ける固定給	305,000円
イ. Z保険会社から支給を受ける歩合給	458,000円
歩合給に係る必要経費	120,000円
ウ. 講演料	72,000円
講演料に係る必要経費	15,000円
エ. 確定申告書の「特例適用条文等」欄に租税特例措置法第27条と記載されている。	

●直前対策講義 第1回 テキスト P19

(2) 申告特例控除額は、特例控除額に、課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額の区分に応じ、それぞれに掲げる割合を乗じて得た金額とする。

国 税 徴 収 法

本試験問題

〔第一問〕

問 1

- (1) 滞納者が職業又は事業（農業及び漁業を除く。）の用に供している財産について、（イ）絶対的に差押えが禁止される場合と（ロ）条件付きで差押えが禁止される場合を説明しなさい。
また、（ハ）上記イとロの対象となる財産の範囲が異なる理由について、制度の趣旨に言及して説明しなさい。
② 解答は、答案用紙の指定欄に記載すること。

〔第一問〕

問 1

- (2) 徴収職員が差し押さえようとしている滞納者の機械について、その機械を滞納者から賃借して事業の用に供している第三者（滞納者の親族その他の特殊関係者ではない。）が、引き続き、その機械を賃借することができる場合を説明しなさい。
なお、税務署長の処分について説明する必要はない。
② 解答は、答案用紙の指定欄に記載すること。

〔第一問〕

問 2

- 納税者が病気にかかり、納期限内に国税を納付できなかったことを前提として、（イ）納税の猶予と（ロ）納税者の申請による換価の猶予のそれぞれについて、その要件及び効果の異なる点を説明しなさい。
② 解答は、答案用紙の指定欄に記載すること。

TAC予想問題

●直前対策補助問題 第1回

〔第一問〕

1. 次の事柄について、説明しなさい。
(1) 条件付差押禁止財産

●直前対策補助問題 第3回

〔第一問〕

2. 一般の差押禁止財産の制度趣旨を述べるとともに、以下の設例に基づき、下記の問いに答えなさい。

●直前予想答練 第1回

〔第一問〕

2. 下記の設例に基づき、各設問に答えなさい。

〔設 例〕

乙は、甲から機械を賃借し印刷業を営んでいる。なお、当該機械の賃貸借契約に際し、1年間の賃借料を前払いしている。
契約から半年後、甲が法人税を滞納したことにより、乙は、所轄税務署の徴収職員から甲の滞納法人税を徴収するため、使用収益している機械の引渡しを求められた。

設問1 乙が、引渡しを拒んだ場合における本件財産に対する差押えについて述べなさい。

設問2 税務署長が、乙に対して引渡命令を発した場合における、乙の権利保護について説明しなさい。

●全国公開模試〔第一問〕

2. 国税の滞納者が、その取引により受けた事業上の著しい損失により当該国税の納付が困難になったとして、納税の猶予を税務署長に申請する場合の要件、手続（担保の徴収含む。）及び猶予期間について説明しなさい。

ズバリ的中!

〔第二問〕

問1 甲は所得税500万円（平成26年分の期限内申告）を滞納していたところ、平成28年7月1日に死亡した。

甲の遺産は、A株式（上場株式：評価額800万円）のみである。

甲の相続人は、子である乙と丙の2名であり、相続について、乙は単純承認、丙は放棄をしている。

乙はB不動産（評価額600万円）、丙はC不動産（評価額1,000万円）を所有しており、他に固有の財産はない。

(1) この場合に税務署長は、どの財産からどれだけの額を徴収すべきか、理由を付して答えなさい。

なお、延滞税の額を考慮する必要はない。

(2) 仮に、税務署長がB不動産を差し押さえた場合において、乙が税務署長に対して請求することができる手続を事例に即して説明しなさい。

問2 甲は所得税500万円（平成26年分の期限内申告）を滞納していたところ、平成28年7月1日に死亡した。

甲の遺産は、D不動産（評価額1,200万円）のみであり、抵当権X（債務者は甲、被担保債権額400万円、平成25年10月1日設定）が設定されている。

甲の相続人は、乙のみであり、乙は相続について単純承認をしている。

乙は、E株式（上場株式：評価額500万円）を所有しており、他に固有の財産はない。

この場合に税務署長は、どの財産からどれだけの額を徴収すべきか、理由を付して答えなさい。

なお、延滞税、被担保債権の利息等の額のほか、土日、休日等を考慮する必要はない。

問3 甲は所得税①（平成26年分の期限内申告）500万円を滞納していたところ、平成28年7月1日に死亡した。

甲の遺産は、F不動産（評価額700万円）のみであり、抵当権Y（債務者は甲、被担保債権額400万円、平成25年10月1日設定）が設定されているほか、平成27年12月1日に所得税①に係る差押えがされている。

甲の相続人は、乙のみであり、乙は相続について限定承認をしている。

乙は、所得税②（平成24年分の期限内申告）400万円を滞納しており、唯一の固有財産であるG不動産（評価額200万円）について、平成26年9月1日に税務署長が差押えをしている。

この場合に税務署長は、所得税①及び②について、それぞれの財産からどれだけの額を徴収することができるのか、理由を付して答えなさい。

なお、延滞税、被担保債権の利息等の額のほか、土日、休日等を考慮する必要はない。

●直前予想答練 第2回

〔第一問〕

2. 納税者Xが死亡し、相続が開始（平成27年6月15日）された場合を前提として、以下の問1及び2に答えなさい。なお、各問いには相互関連はないものとする。

問1. 納税者Xは、下記(1)の国税を滞納していた。他の状況は、(2)及び(3)のとおりである。

これに基づき以下の小問に答えなさい。

(1) Xの滞納国税 平成26年分申告所得税確定申告分（法定納期限等 平成27年3月15日）600万円

(2) Xには、配偶者のY並びに嫡出子であるA及びCと非嫡出子Dがいる。XとYの間には、他に嫡出子Bもいたが、BはX死亡の前に既に死亡しており、その子も残されている。

また、Cには子のCがいるが、Cは、X死亡後直ちに相続を放棄した。

(3) Xに遺言等はなく、また、相続人間での遺産分割協議は未了であり、相続人はいずれも差押え可能な固有財産を有している。

小問1 Xの滞納国税についてその納付義務の承継を述べるとともに、遺産が900万円ある場合の各相続人が承継する税額及び納付責任額がどのようになるか答えなさい。

小問2 Xの滞納国税につき、納付義務を承継した相続人の財産に対して差押処分を執行する場合、あるいは行った場合に、国税徴収法上、相続人の権利保護につきどのような措置（規定）が設けられているか説明しなさい。

小問3 仮に、相続人Aの固有財産に対して差押えを執行し、当該財産上に抵当権が設定（登記日 平成27年5月15日）されており、差押国税と競合した場合に、当該国税と抵当権の被担保債権の優劣が、どのように判定されるか説明しなさい。なお、譲渡については考慮する必要はない。

小問4 相続が開始した情報を平成27年6月18日に入手した場合において、Xの財産に対してされた滞納処分（差押え）の効力について、平成27年6月14日に執行されていた場合と同年6月17日に執行された場合に分けてそれぞれ述べなさい。

ズバリ的中!